〈教育報告〉

環境衛生行政から見た集合住宅の維持管理に関する分析

川 崎 俊 明 （環境コース）

Study on maintenance for apartment houses from the point of environmental health

Toshiaki KAWASAKI

I はじめに

都市部では，既に市街地化している地域に，一戸建て住宅や商店の建て替えにより，およそ20戸以下の小規模な集合住宅が多く建設されている．しかし，小規模な集合住宅にあっては，戸数の少なさに起因する維持管理費用面での経済的基盤の弱さや，居住者の組織力の弱さなど，管理上特有の問題があることが指摘されている．集合住宅における安全で衛生的な暮らしのためには，建物の適切な維持管理が欠かせないが，こうした問題が維持管理上の障害となっていることが考えられる．

そこで，住宅規模が建物の維持管理及ぼす影響を，建物管理の構造と共に検討し，小規模集合住宅における，安全で衛生的な暮らしを支援するための基礎資料を得ることを目的に，本調査を実施した．

II 調査対象と方法

本調査では，横浜市の受水槽台帳から見た集合住宅の分析と，集合住宅の管理組合に対するアンケート調査という2つの調査方法を採っている．

1 受水槽台帳から見た集合住宅の分析

横浜市内における，受水槽を有する集合住宅の属性と地域的分布を把握するために，各区の受水槽台帳を基に，住宅施設数，住宅規模，築後年数，所有形態などについて分析を行った．

2 アンケート調査

本調査では「分譲住宅」を調査対象とした．その中で，既成市街地化した地域と，住宅開発が活発な地域から計5区を調査対象区とした．対象施設数は小規模集合住宅（およそ15～20戸）が162施設，大規模集合住宅（100戸以上）が79施設，合計241施設とした．

調査方法は，各区保健所の受水槽台帳をもとに，受水槽設置者に，郵送法にてアンケート調査を実施した．

調査内容は，建物の概要，管理の形態，管理組合の運営，給水設備の管理状況，管理上の問題点，行政への要望など65項目とした．

III 結果および考察

アンケートは128施設から回答を得た（53.1%）．

台帳分析の結果，市内の受水槽を有する集合住宅の50%が20戸未満の住宅であり，ここに集合住宅戸数の16%が居住していた．20戸未満の集合住宅では，賃貸住宅が86%で，中でも個人経営の賃貸住宅が目立った．このような施設では，経営者にとって集合住宅管理の経験は希薄で，一方，建物管理を管理会社と年間管理契約を結んで行うほどの経営規模には至らない．これは20戸を下回ると自主管理比が急増することからも示される．問題が発生したらその都度修繕する，対症療法的な管理をせざるを得ない施設群と考えられる．

建築年から見ると，個人賃貸経営住宅が昭和59年頃から急増し，建築数は4年間で4倍に増加し，昭和60年から10年間で2,700件に達する．大規模賃貸が2倍程度の伸びであるのに対し際だった増加といえる．これは，バブル景気の中で狭小な土地で不動産経営を始めたり，個人住宅や商店の建て替えの際に集合住宅としたためと考えられる．これらの住宅も既に築後10年を経過し，大規模な修繕が必要な時期を迎えている．この時期に必要な修繕を行わないとやがて衛生面，安全面での影響が表面化してくる．このことを所有者，経営者に認識してもらう情報提供が必要であろう．

アンケートの結果では，管理の相談先は，「小規模の委託管理」で8割以上が「管理会社のみ」であった．受水槽の鍵の保管を管理会社のみに任せているのは「小規模の委託管理」で半数を超えていた．他の規模形態では2割前後でった．「小規模の委託管理」では居住者に対し，管理会社任せにならない主体性のある委託管理に誘導することが望ましい．

長期修繕計画では，現状の積立金で「まかなえる」としたのは22%の施設であった．多くが積立金の不足を認める一方で，管理費の未納問題を抱えている施設は34%に上り，値上げが困難である様子がうかがえた．

指導教官：松本恭治（建築衛生学部）

〈教育報告〉

生物発光法を利用した清浄度測定キットの比較

塚　下　和　彦（環境コース）

A Study for the comparison of bioluminescence hygiene-monitoring systems for evaluation of sanitary condition

Kazuhiko TSUKASHITA

＜目　的＞

HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点方式）システム及びその考え方が食品業界に広まるにつれ，食品製造工程の管理担当者にはより迅速な状況把握が求められるようになった．

従来用いられてきた細菌コロニー計測法では，培養時間が長く，迅速さに欠けることから，様々な迅速測定法が検討されてきた．中でもここ数年，その迅速性と簡便性から生物発光法を利用した測定キットの製品化が進んでいる．

しかしながら，現在各社から販売されているふきとり検査用の生物発光試薬を見ると，商品パンフレットや取扱説明書に日本語表記がいっさい無いものや，測定可能なATPレベルについて何の記載もないものが多いといった，ユーザー側が商品を選択するのに必要と思われる情報が不足しているという問題がある．その上，反応容器の形状がまちまちであるため，各社それぞれの専用測定器を使用しないと測定ができず，一旦測定器を購入してしまうと，他社の製品を使用することは出来なくなる．

そこでこれらを踏まえて国内で入手可能な製品の性能及び再現性について比較を行った．

＜方　法＞

・IDEXX Laboratories 社	LIGHTNING
・Biotrace 社	UNI-LITE Xcel
・Charm Science 社	Pocket Swab
・キッコーマン㈱	ルシパック
・MERCK 社	HY-LiTE
・日水製薬㈱	ルシフェライト LF-100
・ヤマト科学㈱	コンパクトルミ VS-500

以上7社製品について，次の6つの項目についてその性能を比較した．

① ATP 検出能の比較
② 発光の持続性の比較
③ 温度による発光量の変化
④ 化学物質の発光に及ぼす影響
⑤ 微生物の検出能の比較
⑥ 食品希釈液の測定能の比較

試料をそれぞれのふきとり部分に直接滴下した後，各社の取扱説明書に従って操作，測定を行った．

＜結果及び考察＞

1　ATP の検出範囲が最も広範であったのは，キッコーマン㈱の製品で10^{-13}molから10^{-10}mol/swab レベルの範囲であり，Biotrace 社の製品で10^{-11}mol/swab レベルのみ確実に測定できた．

2　発光開始5分で，発光量が90%以上残存していたのは，キッコーマン社，Biotrace社，日水製薬㈱の製品であった．最も発光量が下降したのは，IDEXX 社の製品であった．

3　20℃では全てのキットの発光量は安定していたが，10℃でキッコーマン㈱の製品が，30℃では，IDEXX 社の製品以外の全てが発光量が低下した．

4　測定に対する化学物質の影響試験において，食塩0.5%では，日水製薬㈱の製品は CONTROL と比べて115.4%と上昇したが，他は全て低下し，特にヤマト科学㈱の製品は CONTROL に比べて59.97%と最も低下した．亜硝酸ナトリウム0.005%に対して，Biotrace 社の製品が191.65%，70%エタノールと次亜塩素酸ナトリウムに対して約140%に上昇した．一方最も低下したのは MERCK 社の製品で，それぞれ53.74%，76.17%，73.83%であった．日水製薬㈱製品はほとんど影響を受けなかった．他は10から26%低下したが，キッコーマン㈱社の製品は，亜硝酸ナトリウムには影響を受けなかった．

5　微生物の検出能力については，IDEXX 社，ヤマト科学㈱製品の検出下限が10^4CFU/swab レベルであり，他の5社製品は10^5CFU/swab レベルであった．

6　食品希釈液の検出では，牛乳希釈液・肉ストマッキング液ともに，キッコーマン㈱の製品は，最も低濃度レベルまで検出した．全く検出できなかったのが Biotrace 社の製品であった．

指導教官：山本茂貴（衛生獣医学部）

〈教育報告〉

室内環境真菌の生育に対する植物由来芳香性精油の影響評価方法の検討

古　田　恵　子　（環境コース）

Methodlogical study of evaluation for effects of plant fragrant essential oils on growth of fungi in indoor environment

Keiko FURUTA

最近の住宅建築は，高断熱高気密の工法の採用や生活習慣も変化により，室内空気の換気回数の減少などがみられ，アレルギー性疾患の急増が憂慮されているが，誘発原因として居住環境で増殖した真菌やダニが抗原となることも考えられる．

一方，アロマテラピーなどによく使われる植物由来芳香性精油には抗真菌作用があるといわれているが，病原性真菌に対しての報告だけであるので，本実験で精油5種類を用いて真菌4種類に対する3種類の抗菌力試験について検討した．

実験方法概要

方法：A法：MIC（最小発育阻止濃度）測定の寒天培地希釈（溶解状態接触）法，B法：濾紙ディスク（蒸気状態接触）法，C法：菌糸成長抑制度観察（蒸気状態接触）法

使用真菌：*Aspergillus penicillioides IFO 8155, Eurotium herbariorum J-183, Alternaria hernaria S-78, Cladosporium herbarum IFO 31006*

使用精油：Eucalyptus Oil, Eucalyptus Citriodora, Lavender Oil 40/42%（リナリアルアセテート/リナロール），Pine Syberian, Lemon Oil

抗真菌試験3法で使用する胞子懸濁液の作成：各真菌をDG-18培地にて25℃，8日間培養した．界面活性剤入りの滅菌水に胞子を浮遊させ，菌糸を濾過して除き，滅菌水で洗浄した（冷却遠心分離）．胞子数（濃度）を血球計算板で計測後，規定濃度に希釈した．

AB法：界面活性剤入り滅菌水で1×10^7個/ml

C法：ゼラチン，ブドウ糖入り滅菌水で1×10^6個/ml

A法操作：エタノール希釈精油，エタノールまたは滅菌水を浅型ガラスシャーレに入れ，DG-18培地に混和・固化後，4種の各真菌の胞子懸濁液を塗布した．25℃で7日間培養して，各真菌株の生育状態を判定した．

B法操作：深型シャーレで固化したDG-18培地に各真菌胞子懸濁液を塗布した．深型シャーレの蓋に，ガラス繊維濾紙を入れた小型シャーレを載せ，濾紙にエタノール希釈精油，エタノールまたは滅菌水を吸着させた．深型シャーレの蓋に，各真菌胞子を塗布した平板を逆さにして上から載せ，25℃で7日間培養して，各真菌株の生育状態を判定した．

C法操作：スライドグラスに胞子懸濁液を載せ乾燥させた．深型ガラスシャーレの内側に小型ガラスシャーレを載せ，間に硝酸カリウム結晶及び硝酸カリウム飽和水溶液を入れ，小型ガラスシャーレの内側にガラス繊維濾紙を入れた．濾紙にエタノール希釈精油，エタノールまたは滅菌水を吸着させた．小型シャーレ上にスライドグラスを載せ，深型シャーレの蓋をし，25℃で5日間培養した．実態顕微鏡で菌糸成長を写真撮影し，コントロール（水）における菌糸の成長を100%とし，各菌糸長の相対比で表した．

結果及び結論

1　抗菌力測定方法の検討

今回は3法を試みたが，精油のように蒸気状態で作用させるものの抗真菌作用を測定する場合には，MIC測定の寒天培地希釈法および紙濾ディスク法よりも菌糸成長抑制度観察法が適切であると考えられる．

2　精油の抗真菌作用について

今回の実験に使用した真菌菌株に対しての抗真菌作用は，菌糸成長抑制度観察法でみると，Eucalyptus Citriodora ＞ Lavender Oil ＞ Lemon Oil ＞ Pine Syberian ＞ Eucalyptus Oil の順となった．特に Eucalyptus Citriodora および Lavender Oil が低濃度での抗真菌作用がみられた．

ま　と　め

今回の実験で精油蒸気が低濃度で抗真菌作用を持つことがわかった．利用方面としては，居住環境の真菌被害の改善や食品取扱施設での食品汚染防止，医療機関での日和見感染の防止などが考えられるが，注意点として，人体への影響（安全性の確認），物質への影響（材質不変化の確認），品質の安定性などを考慮しなければならない．

指導教官：市川　勇（労働衛生学部）
　　　　　池田耕一（建築衛生学部）

〈教育報告〉

居住環境におけるアレルゲンの制御及び家庭用空気清浄機の効能に関する研究

掛　川　武　生　(環境コース)

A Study on the Control of Indoor Allergen and the Performance of Domestic Air-Cleaners

Takeo KAKEGAWA

I　はじめに

本研究は，室内アレルゲン発生源としての一般家庭における生きダニ調査を実施するとともに，ファン・フィルタ式（FF）とイオン・ファン式（IF）の空気清浄機のハウスダストに対する除去効果を検討した．さらに，その性能調査結果をもとに空気清浄機の効用と限界について検討を加えた．

II　実験方法

1．ダニ実測

横浜市内における木造住宅より，98年夏期～99年冬期の各1週間ずつ連続して測定を実施した．調査方法についてはダニ検知シートを貼付し，実体顕微鏡下で計数して，捕獲ダニ数を求める．

2．空気清浄機実験

公衆衛生院空気汚染機構実験室内（32m^3）にFF式空気清浄機4機種，IF式空気清浄機6機種を設置し，ハウスダスト発塵させ，各機種運転時から汚染物質発塵後の濃度減衰状況の変化を60分間測定した．また，IF式については，ファン運転によるものと，イオンのみで浄化を図るイオン運転の両方の実験を行った．

III　結果及び考察

1．ダニ実測

総ダニ数は概ね室温の変動と並行した消長を示した．特に，11月以降の室温の低下に伴うダニ数の減少が著しい．このことから，ダニ生息の好条件として，室温25℃～30℃，湿度60%～75%とという従来の諸報告と一致することが認められた．

2．空気清浄機性能評価

(1)　濃度の減衰時間

FF式は，どの粒径に対しても，IF式より概ね浄化能力が高いことを示した．また，イオン運転を行ったものについては，清浄機未使用（以下自然減衰と称す）と同じか，それ以下のものもあった．また，粉塵濃度が1/10に減衰するまでに，ハウスダストについては29～46分と，1時間以内にはすべての機種で達した．

イオン運転を行ったものでは，1時間経過以内に濃度の1/10以下に達することはなく，濃度比では自然減衰と変わらないものから，それより劣るものまであった．

(2)　除去率

1時間後の除去率は，FF式で98～99%以上の高い浄化性能を示した．IF式では，30～99%と機種により差がかなりあった．また，イオン運転については，10～30%ほどの除去率しかなく，なかには負値を示してことから，逆に自然減衰よりも粒子数が増加していることになる．

IV　空気清浄機の効能と限界

今回使用した空気清浄機のなかで最も性能がよいもので，粉塵濃度が1/10に減衰するのに23分という結果であり，この浄化能力を換気に置き換えると，5～6回/h程度である．窓開けによる通風換気は1時間に数十回に及ぶ．1時間に20回としても，発塵後汚染濃度が1/10に達する時間はわずか7分という計算になり，通風換気には遙かに及ばない．

V　ま　と　め

(1)　ダニ実測

居住における生きダニ調査結果では，特に温度が高い夏場で，不衛生な環境がダニの発生を助長するという，これまでの知見が示された．

(2)　空気清浄機の性能評価

FF式においては，粉塵濃度が1/10にまでの減衰時間が全ての機種で1時間以内だったのに対し，IF式においては，28分から1時間以上と機種により，かなりの差があった．また，イオン運転については，1時間以内のものはなかった．

指導教官：池田耕一（建築衛生学部）
　　　　　入江建久（信州大学）

〈教育報告〉

ヒトの血液から薬物代謝を予測する系の基礎的研究

中　村　ま　り　（環境コース）

A fundamental study of the method anticipating drug metabolism from human blood monocytes

Mari NAKAMURA

I　はじめに

体内に取り込まれた異物は，肝臓の薬物代謝酵素で修飾，分解を受け代謝される．１つの医薬品によるこの酵素の誘導や抑制により，同時に投与された他の医薬品の本来の作用を変化させ，予期せぬ副作用をもたらす可能性がある．これを予測できる系を確立することは医薬品の適正使用上，重要である．

II　目　　的

実験動物のハムスターで，薬物投与後血液から，薬物代謝酵素の微量なRNA発現量をRT-PCRにより測定可能となった．そこで，ヒトに応用し，肝臓を取り出して調べることなく血液を用い薬物代謝酵素の誘導状況を調べられるか検討することを目的とした．薬物相互作用を引き起こす薬物代謝酵素はチトクローム P450(以下, CYP と表示する）によるものがほとんどである．今回は，多数の分子種が存在するCYPの中でも薬物などの異物の代謝にかかわるCYP1A1, 1A2, 3Aを対象とした．また，実際の臨床の場で行う際に必要な血液の安定性についても検討した．

III　方　　法

薬物投与されていない健常なヒトの血液（試料１）を用いた実験と炭焼き肉を摂取した健常なヒトの血液(試料２)を用いた実験ならびに本法を実際の臨床の場で行う際に必要な血液の安定性について薬物投与されていない健常なヒトと同じ被験者から血液（試料３）を採取し，以下の実験を行った．

1　血液のRNAの調製（Trizol 添加後抽出）

試料２は炭焼き肉を摂取した翌日に血液を採取した．試料３は血液を採取後，４℃と室温で指定した時間ごとに血液の安定性を調べるため２等分した．試料２，３の血液採取時には血液凝固を阻害するヘパリンを用いた．

2　DNase 処理

3　Reverse　transcription（cDNAの合成）

4　PCR

5　電気泳動で目的の増幅DNAを検出

IV　結果と考察

およそ1mlの血液から約15μgの全RNAがどの試料からも抽出された．抽出されたRNAのうち２～5μgを用いてそれぞれキットを使ってcDNAを合成した．RNAが分解せずに抽出されたかを確認するため，そのcDNA合成産物中のβ-actinの存在をPCRで調べた．

その結果，試料１からはRNAが分解せずに抽出できた．しかし，試料２，３は，RNAの分解を免れたものは少なかった．試料では，抽出試薬を添加後，３つに分け１つはすぐにその後の操作をし，残りは－80℃に保存した．この３つに関して早く抽出操作をしたもので，よりRNAの分解を受けない傾向にあった．したがって，血液採取時の血液凝固阻害剤のヘパリンと－80℃保存がRNA分解に影響を及ぼしたと考えられた．

mRNAの存在が確認できた試料を用いてCYP1A1，1A2, 3Aの誘導を調べた結果，試料1では確認できなかった．PCRの条件や用いたprimerを変えたが発現は見られなかった．これは，①薬物投与されていない健常なヒトからは発現せずに検出されないか，②発現はしているが微量のため検出されないか，③肝臓では発現していても血液中では発現していないのか，④設計したprimerの組み合わせが悪いため検出されない可能性がと考えられる．試料２ではCYP1A2でmRNAが発現したと思われるバンドは見られたが，再度確認できなかった．したがって，今回の炭焼き肉を摂取することから薬物代謝酵素の誘導を血液サンプルから検出できなかった．

今後は，RNAの抽出条件，ヘパリン注射液の影響，primerの組み合わせについての問題点を検討することにより，ヒトの血液から薬物代謝を予測する系の可能性が明確になると考えられる．

指導教官：宮澤　宏（衛生薬学部）

〈教育報告〉

日本の一地域における下痢症の微生物学的要因について

久 松 栄 (環境コース)

Surveillance of viral agents associated with diarrhea in Noheji, Aomori Prefecture

Sakae HISAMATSU

〔はじめに〕

一般にわが国での下痢症ウイルスの病因学的な研究は，冬期における小児科でのものが主であり，成人・高齢者を含めた年間を通じての長期的な研究は殆ど行われていない．今回，人口移動の少ない1地域として，青森県公立野辺地病院を定点として，0歳～90代までの広い年齢層において3年間，年間を通じて，感染性下痢症の病因学的検査を行い，好発年齢および季節要因等を明らかにしようとした．

〔材料と方法〕

1995年12月15日から1998年11月5日の期間に青森県野辺地町公立野辺地病院で小児科，内科を受診し，感染性下痢症と診断され，採取された糞便1,838検体（1名1検体）を用いた．A群ロタウイルス，アデノウイルス，アストロウイルス，カリシウイルスGII型のウイルスについてサンドイッチ ELISA 法で行った．

〔結果及び考察〕

(1) 患者の年齢分布について

感染性下痢症と診断された患者1,838名のうち，0歳～4歳は1,838名中302名（16.4%）で全年齢の約1/6を占め，この年齢層での感染性下痢症が多く起きていた．その後加齢と共に減少があるものの各年代共に認められた．

(2) 下痢症患者に対するウイルスの検出率および各ウイルスの状況について

下痢症患者1,838名中104名（5.7%）からウイルスが検出された．ロタウイルスは104名中78名（75.0%），アデノウイルスは18名（17.3%），アストロウイルスは8名（7.7%）から検出された．カリシウイルス G2型は検出されなかった．また507名（27.5%）から病原性細菌が検出された．

(3) 年齢とウイルスについて

4歳以下でロタウイルスは78名中51名（65%）が，アデノウイルスは18名中12名（67%）が検出されたのに対し，アストロウイルスは8名中3名（38%）であった．またロタウイルスは20歳以降でも少数ながら検出された．アデノウイルスは80～89歳から2名（3.1%）見い出された．ロタウイルスおよびアデノウイルスは乳幼児期に多く感染し，好発年齢が明瞭であるのに対し，アストロウイルスは1，2歳が3名（2.7%）と少なく，他の5名も，散発的に見られているにすぎなかった．

(4) 月別のウイルスの検出状況について

下痢症患者は夏期の7月，8月，9月にピークをむかえ，その後なだらかに減少しているものの，年間を通じて認められた．ウイルスが高率に検出されたのは2月～5月でこの間に446名中65名（14.6%）検出され，検出された全てのロタウイルスの63%を占めていた．アデノウイルスは12月～2月の冬期と夏から秋の間に検出され，ロタウイルスほど好発時期が明瞭ではなかった．アストロウイルスは全体で8件検出されたが，アデノウイルスと同様に好発時期は明らかでなかった．

〔ま と め〕

感染性下痢症患者1,838名の内，ウイルスが検出されたのは104名（5.7%）で，特に4歳以下の乳幼児において高頻度で，好発時期は冬から春にかけて多発していた．原因ウイルスで最も多いのはA群ロタウイルス（2月から5月の冬期）によるもので．次いでアデノウイルス，アストロウイルスであった．従来は，高年齢でのこれらウイルスは，重要視されていなかったが，今回ウイルスが成人・高齢者でも検出されたことから，今後の高齢化社会を考えると，成人・高齢者における下痢症に対しても，その病因としてウイルスを考慮し，ウイルス学的な予防対策も必要と考えられる．

指導教官：西尾　治（衛生微生物学部）

〈教育報告〉

妊娠中の精神的不安感からみた周産期保健管理について

田　中　直　志（環境コース）

A discussion on comprehensive perinatal care from the viewpoint of anxiety in pregnancy

Naoshi TANAKA

I　はじめに

近年の社会環境の変化と多様化は，妊娠時においても自身が抱く不安やストレスを増加させ多様化させる．出産を控えた母親にとって，身体的にも精神的にも強い不安やストレスは，異常妊娠や異常分娩のリスクファクターとなりうる．そこで本研究では，この精神的不安感と妊娠経過及び分娩状況との関連や，不安感が形成される要因や行動様式を検証し，今後の周産期保健対策に資する事を目的とした．

II　方　　法

横浜市内2保健所の乳幼児4か月健診及び1歳6か月健診で来所した母親を対象に，自記式質問紙調査票を配布し郵送法で回収した．回収数は390人で，回収率は47%であった．妊娠中，「非常に高い不安やストレスがあった」「高い不安やストレスがあった」を「不安群」（39%）に，「多少は不安やストレスがあった」「特に不安やストレスはなかった」（61%）を「非不安群」とした．不安群と非不安群で1．妊婦の一般的属性，2．「妊娠経過」，3．種々の行動様式について比較検討した．必要に応じ初・経産別に検討も行った．

III　結　　果

調査対象者の初経産比率は，初産が230人（60.1%），経産が153人（39.9%）であった．

母親の一般的属性で有意に違いが見られたのは喫煙で，不安群で有意に高かった（p<.05）．

妊娠経過として，つわりが「強かった」と感じた母親は，初・経産共に不安群で有意に高かった．貧血も，初・経産共に不安群で有意に高かった．

行動様式として，就業負担は初産の約70%が就業があり，経産の約70%が就業なしであった．仕事をやめた母親は不安群に有意（p<.01）に多かった．病院の両親（母親）学級は，「毎回参加」は非不安群で有意に高かった（p<.05）．妊娠期間中，90%以上の母親が何らかの情報源をもち，不安群で有意に高く（p<.005），最も参考になった情報源は，「本／雑誌」が最も高かった．理由は，「自分の事なのでもっと良く知りたい」と「不安なので」が多かった．妊娠中の相談相手は，「夫」が最く，結果は，非不安群で解消を感じ，「多少は解消した」が不安群に多かった．「解消されなかった」「逆に増した」と回答した母親は不安群で有意に高かった（P<.0001）．

IV　考　　察

今回の結果から，生活経験の短い低年齢層の初産婦に不安をもつ母親が有意に多かった．嗜好では喫煙は不安群で有意に高く，喫煙と不安の密接な関係が示唆された．喫煙も異常妊娠・異常分娩のリスクファクターに挙げられており，不安増強が喫煙頻度の上昇を誘因し，リスクを高めるともいえ，不安に対する支援と禁煙指導は一体で行う必要がある．

つわりを強く感じるほど不安やストレスが増高する結果となった．特に経産では不安群で46.3%がつわりを強く感じ，つわりの強弱が不安要因となっていた．つわりに対する妊婦本人の気持ちの解釈を支援する取組が求められる．経産で不安群の約74%が貧血を経験し，貧血もその頻度と程度が大きな不安要因となっていた．家事や仕事の負担感は不安形成要因と有意な関連は認められなかった．

情報源は，本・雑誌から積極的に獲得していた．妊婦側で母親学級に参加の都合がつかないため，自身で本／雑誌，友人・知人に情報を求める行動傾向が伺える．相談相手に「夫」「親」等身近な存在が大多数を占め，不安群に解消されない母親が多く，解消を感じると不安感も解消につながっていた．妊娠中の生理学的変化が妊婦の精神的不安感に及ぼす影響は大きく，専門職による医学的知識を含めた妊婦の状態に配慮した的確な支援が供給できる地域保健医療の体制の整備が必要であるといえる．

指導教官：加藤則子（母子保健学部）

〈教育報告〉

健康診査の受診意志及び自己負担料の支払い意志（Willingness To Pay）とその影響因子

三 間 智 恵 子 （看護コース）

Factors associated with willingness to utilize and willingness to pay for health examinations

Chieko MIMA

I はじめに

地域住民の健康管理の一つとして，健康診査は大切である．しかし，がん検診の一般財源化等，限られた財政の中で公衆衛生活動も財政的に圧迫されてくると思われる．

そこで今回，健康診査の受診意志と，その自己負担料の費用支払い意志に影響を及ぼす要因を明らかにし，今後の公衆衛生における支払い意志法（WTP）の応用可能性を検討した．

II 対象及び方法

北海道の道東北地区にあるO町に居住する一般住民（40歳以上70歳未満）を対象とし，

①健康診査の受診の有無と受診頻度
②健康診査の受診意志
③健康診査の自己負担料の費用支払い意志
④基本健康診査にMRI検査が追加されるとしたとき（以下追加健診という）の支払い意志
⑤健康に関する項目13項目についての「健康管理のために必要と感じていること」，「実行していること」
⑥基本属性

III 結果及び考察

1 健康診査の受診行動について

健康診査の受診行動を促す要因として，性別，年代，過去の健康診査の受診の有無，受診頻度，年間所得等について，受診意志との関連をみた．

今回の調査では，受診行動を起こす要因として今までに健康診査を受けたことがあり，さらに，受診頻度が大きいほど，受診意志が高まる傾向がみられた．また，健康診査を受ける理由では，「自分の身体のことだから」が最も多く，ついで「健康であることを確認するため」，「病気を早く見つけるため」であった．このことからも，住民は健康診査を受診することで，自分自身の健康について意識し，健診結果から自分の健康状態を確認したりすることで，セルフケア能力を高め，健康診査の受診についても積極的になっていくのだと思われる．

ゆえに，住民が健康を保つための意識的な動機づけや，行動として実行できない部分への具体的な働きかけが必要である．さらに，健康診査の受診を促すように働きかけていく必要がある．

2 健康診査の支払い意志について

健康診査の支払い意志について，性別，年代，健康診査受診歴，年間所得等の関連を検討した．

その結果，女性は男性に比べ，すべての健康診査において支払い意志額が有意に低かった．また，職業による差も一部でみられた．これは，女性にパート勤務の人が多いため，女性の経済力の低さが，支払い意志に影響したと考えられる．

また，ドック受診者の方が支払い意志額が顕著に高い傾向があり，それはMRI検査の内容，費用に関する情報があったためと考える．このことから，「知ること」は「受けたいと思うこと（受診意志）」「支払ってもよいと思うこと（支払い意志）」につながっていくと考える．

3 行政として健康診査の自己負担をどのように考えていくか（行政としてのあり方）

現在支払っている自己負担料より，支払い意志額はすべての健康診査で高く，このことから，健康診査の自己負担料を上げていくことも可能と考える．

また，費用と支払い意志額の差を小さくしていくためには，効率性と財政面を考慮した費用の見直しの機会を持ち，そのための経済評価も重要である．しかし，精度管理が保たれないような費用の引き下げは，健康診査の本来の目的を見失ってしまう結果になる可能性もあると考えられ，注意が必要である．

そのような中で，支払い意志法（WTP）は，今まで数字として評価が難しかった健康，満足度などを貨幣価値として表すことから，純便益が算出され，条件整備，優先順位の決定等に使用することが可能であり，有効と考える．

指導教官：武村真治（公衆衛生行政学部）

〈教育報告〉

日常生活行動圏からみた高齢者の保健・医療サービス利用の特性

角 田 厚 子（看護コース）

Characteristics of the behavioral area for health and medical services utilization in daily living of the elderly

Atsuko KAKUTA

I　はじめに

高齢者にとって保健・医療サービスの利用は日常生活の一部であるが，保健・医療サービスの利用のみを独立してとらえてきた研究が多く，日常生活行動としての保健・医療サービス利用の位置づけや特徴が明らかになっていない．したがって，本研究は日常生活行動としての購買行動との対比によって，保健・医療サービス利用とその行動圏域の特徴を明らかにすることを目的とする．

II　研究方法

1．対象地区

福島県石川郡石川町は平成9年10月1日現在，人口20,625人　老年人口4,242人高齢化率20.6%である．医療施設は，病院2，病床数147，一般診療所16である．平成10年7月1日保健センターが開設された．

2．調査方法

対象は福島県石川郡石川町に在住する満60歳～79歳の高齢者1,000人とした．

平成10年11月に，郵送により自記式調査票を対象者に送付し，12月までを調査期間とした．

調査項目として，医療サービスの利用（外来受療），保健サービスの利用（老人保健事業の健康教育，健康相談，基本健康診査），購買行動（衣類，下着，市販薬，食料品）に関して，利用の有無，利用場所（石川町，石川町外，保健サービスの利用は主に利用している施設），交通手段（徒歩，自転車，自家用車，バイク，バス，電車，タクシー），自宅から片道に要する時間（以下，所要時間）を設問した．また，性，年齢，世帯構成，老研式活動能力指標などの属性を設問した．

III　研究結果および考察

有効回答は691人，有効回答率は69.1%であった．

1．医療サービスの利用，保健サービスの利用と購買行動の実施の有無について

医療サービスの利用では，外来受療が529人（79%）で高く，購買行動の中で食料品の購買の524人（80%）と同程度であった．このことから，高齢者にとって医療サービスの利用が日常生活において頻繁に行われていることが示された．一方，保健サービスの利用は，健康診査は333人（53%）であったが，健康教育201（32%），健康相談122人（20%）で，外来受療および購買行動と比べると低く，日常的でないことが示された．しかし，高齢者にとって保健サービスを利用することで，健康増進，疾病の予防や早期発見といった一次予防，二次予防ができ，より良く生きる力や生活能力を維持できるので，保健サービスを利用することは日常生活において必要な行動であり，利用を促進する施策が必要である．

2．医療サービスの利用と購買行動の比較について

医療サービスの利用では，所要時間は購買行動より長く，利用場所は購買行動より町内利用が少なく，医療サービスの利用圏域は，購買行動圏域を越えていることが明らかになった．医療サービスの利用では，老研式活動能力指標の得点の平均値は，町内利用より町外利用者の方が低く，購買行動では，逆に活動能力の低い者の方が町内を利用していた．本来は，活動能力の低い者の方がより身近な場所で医療サービスを受けられることが望ましい．受療できる医療機関が身近にないための行動であれば，石川町の医療機能の強化が必要である．また高齢者が安心して近くの医療機関を利用できる状況をつくることや，交通環境の整備により，町外の医療機関へのアクセスを改善する必要がある．

3．保健サービスの利用，医療サービスの利用と購買行動の石川町内の比較について

保健サービスの利用圏域は医療サービスの利用や購買行動の圏域より小さく，現状では身近な場所で保健サービスを利用している．一方，保健センターは所要時間が長く，利便性の面では保健センターのみで保健サービスをするよりも現状のサービス体制の方が良いと考えられる．

指導教官：武村真治（公衆衛生行政学部）

〈教育報告〉

在宅人工呼吸療法における家族の介護負担の要因 —健康・生活・QOL・人権に焦点を当てて—

松 島 美奈子 （看護コース）

Caregiving burden in family caregivers of the ventilator-dependent patient —Focus on health and quality of life and human rights—

Minako MATSUSHIMA

I 目 的

A保健所管内での，筋萎縮性側索硬化症（amyotrophic lateral sclerosis 以下，ALSと略す）の，在宅人工呼吸療法（Home mechanical Ventilation 以下，HMVと略す）の実践においては，療養者及び介護者の過度の努力や犠牲が払われており，QOLや人権的な視点からみても良好であるとは言い難い．そこで，介護負担の要因を(1)生活構造の視点，(2) QOL・人権の視点，(3)ケアシステムの整備状況の視点から明らかにし，多機関・多職種が関わる中で，個別支援における行政の保健婦の機能を明らかにすることを目的に事例の検討を行った．

II 方 法

A保健所管内のALS患者で，HMVを実施したことのある4事例（管内の全例）を対象とした．研究期間は平成10年7月～平成11年2月である．

(1)介護問題の整理及び事例の分析視点の明確化のため文献検討を実施した．(2)個別記録等から介護及び支援体制について分析した．(3) 4事例の主介護者及び支援関係者に対し半構成的調査票による面接を実施した．(4)分析に際しては研究の信頼性・妥当性を高めるためスーパーバイザーの指導を受けた．

III 結果及び考察

1．生活構造の視点からみた要因

(1)家族構成から主介護者は1人であり，介護役割が固定化するため介護負担が大きくなる．(2)外部からの支援は，介護全体からみたわずかな部分であり身体面の負担が大きい．(3)医療的な技術を要する介護のため精神的な負担が大きい．(4)介護が長期的になるため疲労の蓄積及び加齢による介護負担が大きい．

2．QOL・人権からみた療養者及び主介護者の問題

(1)療養者では主治医からの情報提供や相談等が不充分である．支援内容は身体面が中心で，介護者との人間関係の調整やQOLの向上に関する支援が不足している．

(2)主介護者自身のQOLが低く，医療関係者や周囲の人の介護負担への理解不足による精神的な負担が大きい．

3．ケアシステムの整備状況からみた要因

(1)「ショートスティ的な入院が難しい」「病院と地域との連携不足」「家庭医の確保が困難」「年末年始の対応が整備されていない」等がある．(2)個別支援では「保健婦の支援開始時期の再検討の必要性」「療養者・介護者及び支援関係者による支援内容の調整の必要性」「計画的なモニタリングの必要性」が示唆された．

4．個別支援における保健婦の機能

1～3の要因からHMVの介護は，家族の努力だけでは困難である．また，介護負担の軽減には，療養者への直接的な医療，看護，介護のサービスの提供だけでは不十分である．個別支援における行政の保健婦の機能として，長期的に家族の形態や介護状況の変化を把握し，療養者・介護者の健康，生活，QOL・人権等の視点で，支援体制の調整やモニタリングを行っていくことの重要性があげられた．

IV 結 論

HMVにおける身体面の介護負担は，家族構成から家族内に主介護者の代替者がいないため，介護役割が固定化し，過度の負担が主介護者にかかるためである．更に，経過の中で，家族全体の介護力の減少や介護者の加齢等で介護負担が大きくなっていくことや，介護者・療養者の人権・QOLへの支援の不足やケアシステムの整備状況が，介護負担に影響を及ぼしていることが示唆された．

保健婦の個別支援では，長期的に家族の形態や介護状況の変化を把握し，療養者・介護者の健康，生活，QOL・人権等の視点で，支援体制の調整やモニタリングを行っていくことの重要性があげられた．

指導教官：石井享子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

子どもの虐待問題への取り組みから保健所と市町村の連携のあり方を考える

中板育美（看護コース）

A study on cooperation between public health center and municipal government －focusing on child abuse and neglect－

Ikumi NAKAITA

Ⅰ　目　　的

市町村への母子保健事業移管後の保健所と市町村の虐待問題の取り組みの実態を明らかにし，連携のあり方を検討することを目的とした．

Ⅱ　研究方法

対象及び方法は，平成10年10月現在，東京都多摩地区の12保健所保健婦（198名）と31市町村保健婦（237名）に，郵送にて自記式アンケートをおこなった．

調査期間は，平成10年10月1日～10月30日である．調査内容は，①保健所と市町村の虐待問題の取り組み状況，②保健所と市町村の支援関係，③保健所と市町村の役割についてである．

Ⅲ　結　　果

(1)　保健所と市町村の虐待の取り組み状況

虐待の全援助件数は，保健所は243件，市町村は104件であった．虐待の援助は，保健所保健婦の61.9%，市町村保健婦の33.7%が経験していた．虐待の種類は，保健所はネグレクト，市町村は身体的虐待が多かった．虐待が疑われる事例の発見の機会は，保健所は「他機関からの相談」，市町村は「母子の集団健康診査」が多かった．虐待事例の発見の機会は，保健所も市町村も「他機関からの相談」が最も多く，順に保健所は「養育者以外からの相談」「親または養育者からの相談」，市町村は，「親または養育者からの相談」，「母子の集団健康診査」であった．初回の相談内容は，保健所は「親の精神保健の問題」，市町村は「育児方法」が多かった．連携機関では，市町村は保健所と最も多く連携していた．

(2)　保健所と市町村の支援関係および役割

市町村は虐待事例では71.2%が保健所に相談していた．内容は「具体的な援助方針」が多かった．また今後保健所が支援可能と考える項目は，「同行訪問」「事例検討会の開催」が多く，市町村が保健所に求める割合の多い「具体的な援助方針」については43.6%であった．相互に考える役割は，母子保健事業は市町村，研修は保健所の役割で，虐待防止システムづくりは両者の役割と捉えていた．

Ⅳ　考　　察

虐待問題における市町村と保健所の連携のあり方を検討した結果，保健機関では，ネグレクトや心理的虐待の発見に重要な役割を担っていることが明らかになった．また，保健機関では虐待が疑われる事例の援助も多く，今後は事例検討会を持つことや，個々に虐待を判断できる力を養うことが必要である．

次に虐待は，保健所では精神保健分野で発見され，市町村では母子保健分野で発見されることが多かった．この発見の機会の多様さを認識し合うことは発見の増加や適切な判断を導くことにもつながっていくものと考える．

さらに，市町村は，保健所を有力な連携機関と捉え，「具体的な援助方針」を中心に支援を求めていた．これは虐待の発見のみならず援助に積極的にとり組む姿勢であると考えられる．今後保健所は，市町村とともに具体的な個別援助を積み上げていく体整を整えていくことが必要である．求めに応じた協力が連携をより強化し，ひいては地域の虐待防止に繋がることになると考える．

Ⅴ　ま　と　め

本調査の結果，保健所と市町村の連携には，次のことが重要と考えた．①保健所は精神保健分野から，市町村は母子保健分野から虐待を発見する．②母子保健と精神保健の連動の重要性を認識する．③保健所は市町村を「具体的な援助」や「同行訪問」を通して支援する．④保健所と市町村はともに地域の活動をつなぎ合わせ，虐待防止システムをつくっていく．

指導教官：山田和子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

保健所保健婦の精神保健福祉活動の機能と役割 ～東京都の保健婦の意識調査から～

浅 沼 奈 美（看護コース）

The function and role of public health nurse for the community mental health

Nami ASANUMA

I．はじめに

東京都（多摩・島しょ：以下東京都と記す）では保健所の地域精神保健福祉活動の中核的な役割を保健婦が担ってきた．一方，現在地方分権が進み精神保健福祉士の誕生も迎え，今後を見据えた保健所保健婦の精神保健福祉活動のあり方が問われている．そこで今回，東京都の保健婦の意識調査から今後の保健婦のあり方を検討した．

II．研究方法

1．**調査対象**：東京都に所属する保健婦277名．

2．**調査方法**：自記式質問紙調査票を用いた．調査期間は平成10年11月16日から30日である．

3．**調査内容**：現在の東京都保健所の精神保健福祉活動を平成８年度厚生省の「保健所および市町村における精神保健福祉業務運営要領」を基に10機能に分け，その内容を49項目に分類し，保健所保健婦が今後強化すべき精神保健福祉活動，現在の精神保健福祉活動の自己評価，精神保健福祉活動を行う上で高めたい能力，研修経験と希望する研修についても合わせて調査した．

4．**解析方法**：統計ソフト SPSS を用い，調査項目と経験年数との関連を Spearman の順位相関係数で検討した．

III．調査結果及び考察

回収数は219，回収率79.1%，有効回答数208である．

1．**保健所保健婦が今後，強化すべき機能と役割**；精神保健福祉計画の策定(49.0%)，学校保健と連携したこころの健康づくり(39.4%)，地域の精神保健福祉に関する情報把握（38.9%），市町村事業への協力・連携（38.9%）が多く広域保健所の役割である企画・調整機能を示した．

2．**保健婦の精神保健福祉活動の自己評価**；指導可は面接相談(20.7%)，電話相談(19.7%)，受診相談(18.3%)，社会復帰相談（18.3%），自立は「訪問指導」の一般精神（社会復帰含む）家族への指導（62.5%），実態把握とアセスメント（62.0%），要助言は，複雑困難事例の相談（59.1%），精神保健福祉計画策定（55.8%）が多い．また，経験年数との関連では，全ての項目で有意に相関があり，自己評価総合点と保健所経験年数は $r_s=0.615$，最も値が高く（$p<0.01$），保健所での豊富な事例経験や OJT が保健婦のセルフエスティームを高めるのに有効であることが考えられた．

3．**保健婦が今後高めたい能力**；精神保健福祉計画策定(66.8%)，複雑困難事例の相談(60.1%)，緊急時の対応，危機介入（51.9%）が多く，これは今後強化する必要があり，助言を必要とする項目とほぼ一致する．

4．**研修歴・希望する研修**；自己覚知のための研修経験は職場内・外共に６割弱にあり，保健婦の精神保健福祉活動が援助関係を築きつつケースワークを行う中で自己理解が必要なことを示す．職務外研修は，アルコール，児童虐待，思春期が，希望する研修は，人格障害，児童虐待，思春期，薬物依存，家族療法，カウンセリングの他にケアマネジメント，ピアカウンセリング，臨床心理学，グループワークなどいずれも複雑困難事例に関する内容とそれに有効なアプローチである．

IV まとめ

これからの保健所保健婦の精神保健福祉活動で今後，強化すべき機能と役割は①保健婦の地域精神保健福祉活動技術を段階別に体系化した計画的な現任訓練を実施し，複雑困難事例に対応できる専門的知識や技術を高め，②学校保健との連携を強化し予防的な心の健康づくりを保健婦の利点であるライフサイクル全般からアプローチした地域のシステム作りや③地域の実態調査から得たニーズを④地域精神保健福祉計画策定に参画し施策化し⑤関係機関への支援・協力である．今後も公衆衛生の立場から，保健婦の利点を生かした新たな活動の推進が望まれる．

指導教官：丸山美知子（公衆衛生看護学部）
藤田 利治（疫学部）

〈教育報告〉

地域における住民組織の主体性に関するアセスメント指標の検討

坪　川　トモ子　（看護コース）

Development of a set of criteria for assessing the autonomy of people's organization

Tomoko TSUBOKAWA

I　はじめに

地域保健活動において，「主体的な組織活動」をめざしながらもその状態を具体的に捉えられていない現状があり，支援の方向が不明確な場合が多い．

そこで，どのような状態をもって主体的といえるのかを明らかにし，組織活動を支援する者が，地域における住民組織を主体性の観点からアセスメントするための指標を作成し，その妥当性と地域での適用可能性を検討する．

II　方　　法

1．「地域における住民組織の主体性」構成要素の抽出

熟練保健婦及び組織成員に対するインタビューにより構成要素を抽出し，カテゴリー分類した．文献学習に基づき要素の追加と整理を行った．

2．抽出した構成要素の妥当性の検討

作成した構成要素の妥当性について，専門家にの妥当性の検討を依頼した．意見に基づき修正した構成要素について，実務者に対し自記式質問紙による郵送調査法で妥当性の調査を行った．

3．アセスメント指標としての地域での適用可能性の検討

実務者に対する指標利用への意向とその理由の調査，及び各種組織に対するアセスメントの試行を行った．

III　結　　果

1．「地域における住民組織の主体性」構成要素の抽出

抽出した86項目の要素を，5つの大項目と各々を構成する30の細項目に整理した．

2．抽出した構成要素の妥当性の検討

5人の専門家による検討の結果，概ね妥当との支持を得られた．一部，意見を基に修正し，4つの大項目と32の細項目から成る指標を作成した．実務者に対する調査の結果，各細項目の妥当性支持率は，平均96.8％であった．

3．アセスメント指標としての地域での適用可能性の検討

実務者に対する調査の結果，「利用したい」が51.9％であった．また，各種組織に対するアセスメントの試行では，漠然と抱いていた課題を明確化すると同時に，支援の方向性を共有することができるという意見を得たが，一部つけにくさの指摘があった．

IV　考　　察

1．「地域における住民組織の主体性」を構成する概念

「組織の主体性」を考える上で，「組織」「集団行動」「エンパワーメント」「主体性」の4つを中心的概念と捉え，それらから整理される諸要素を含めることが大切と考えた．

2．アセスメント指標の妥当性

情報源と調査方法の複数化という抽出方法の配慮，専門家による検討，実務者による支持，及び前項1で検討した中心的概念の要素を網羅したことで，内容的には概ね妥当であると考えられる．

3．アセスメント指標の地域への適用の可能性

実務者に対する調査，及び特性の異なる組織への試行の結果から，この指標を使うことの意義・効果は概ね認められたと考える．実際現場での適用可能性を高めるためには，「つけにくさ」が一つの問題と考えられる．それを解決するには，成員一人一人の十分な観察，組織の目的によるアセスメント対象の明確化，組織の特性や目的に合わせて細目の重み付けをしてからアセスメントすることが必要と考える．もう一つの問題として，「評価項目」と捉えられやすかったことがある．アセスメントの趣旨と使い方を詳しく明示する必要があったと考える．

本研究で指標を作成した趣旨は，組織活動を支援する者が，まず，アセスメントする視点をもち，組織の課題と支援する側の課題を明確にすること，そして，それを関係者間で共有することにあった．しかし，住民組織の主体性から考えると，今後の望ましいあり方は，組織とその支援者とが一緒になってアセスメントし，目標設定及び課題の整理をすることであり，今後それが可能なようにこの指標を改変していきたい．

指導教官：鳩野洋子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

知的障害児をもつ保護者のストレスへの支援
ー知的障害児施設入所児をもつ保護者のストレスへの支援ー

河 村 瑞 穂 （看護コース）

A study on support for stress of parents with children suffering from intellectual disabilities

Mizuho KAWAMURA

I 研究目的

知的障害児の保護者は，その養育の過程においてさまざまなストレスがあり，保護者をどう援助するかが，障害児自身への対応と同時に大切な問題である．そこで，今回，知的障害児施設入所児の保護者を対象に調査を行い，保護者が感じている精神的ストレスの内容やそれに関連する背景要因を具体的に把握し，保護者への支援について検討する．

II 研究方法

1）面接調査

(1) 調査対象：黒部学園入所児の代表的な疾患である自閉症，てんかん，染色体異常，原因不明の知的障害児をもつ保護者4人を任意に選んだ．

(2) 調査内容：養育中に感じたストレスの内容や時期，施設入所を選んだ理由，現在の心配なこと，要望などである．

2）アンケート調査

(1) 調査対象と回収率：黒部学園入所児68人の保護者のうち入院，施設入所中等を除いた保護者64人を対象とした．自記式アンケート調査票を配布，回収した．回収は58人(90.6%)であった．

(2) 調査内容：児の属性，療育手帳，問題行動の有無，精神科治療の有無，記入者の属性や家族状況，記入者の健康度，自由時間の有無，相談者の有無，児の世話についての家族の協力などと，学齢期心身障害児をもつ父母のストレス尺度について調査した．

(3) 解析方法：ストレス尺度得点の平均点と，療育手帳による障害の程度や問題行動の有無，記入者の自由時間，健康度，家庭内の相談者の有無などとの関連性をMann-Whitney検定により検討した．その後，ストレス尺度得点を従属変数に，療育手帳や精神科治療などの影響を調整して，記入者の健康度，自由時間，問題行動を独立変数とし分散分析を行った．

III．結果及び考察

1）障害の重い（療育手帳A所持）児の保護者は，「家庭内･外の問題行動や生活」「発達の問題」「精神衛生」「負い目」「きょうだい」の項目にストレスが高かった．

2）精神科治療をしている児の保護者は，「育て方」「家庭内･外の問題行動や生活」「きょうだい」にストレスが高かった．

3）問題行動がある児の保護者は，「精神衛生」「近隣・地域の理解」にストレスが高かった．

4）自由時間がない保護者は「健康･体力」，健康度の低い保護者は「育て方」「健康・体力」「負い目」「親戚」「近隣」「きょうだい」「配偶者への配慮」など多くの項目に，家庭内の相談者がいない保護者は「職場」「親戚」にストレスが高かった．

5）保護者のストレス軽減のために，施設職員が行うべき支援は，①児の問題行動の軽減について多くの事例から得た経験を普遍化し情報提供，技術提供すること，②保護者が自分自身の健康について関心を持ち必要な対応ができるように，児の健康管理と同様に配慮すること，③自由時間や家庭内に相談者が確保できるように家族関係について調整すること，④当事者同士の相互扶助ができるように保護者会や個人のつながりを保障することが考えられた．

6）地域全体の知的障害児をもつ保護者の支援については，今回の調査結果を踏まえ検討する必要がある．

指導教官：川南勝彦（疫学部）

〈教育報告〉

今後の母子保健活動における県型保健所の役割に関する研究

森　下　かおり　(看護コース)

A study on the function of prefectual public health centers in maternal and child health activities in Shizuoka Prefecture

Kaori MORISHITA

I　はじめに

本研究では，母子保健活動における県型保健所の機能を，今後どの様に強化していくのかを検討するため，県型保健所（以下，保健所と略す）及び市町村の母子保健活動担当者を対象に調査を実施し，今後の母子保健活動における保健所の役割を考察した．

II　方　　法

1　調査対象

① 静岡県内の県型保健所の保健所長（10名），母子保健担当保健婦（17名），母子保健担当事務職（10名）

② 静岡県内の市町村（全74市町村より政令市2市を除く）の母子保健担当保健婦及び事務職

2　調査方法及び内容

① 対象①に対しては，筆者が保健所に訪問し，個別インタビューを行い，回答は筆者が記入した．

② 対象②に対しては，調査票郵送による無記名の自記式質問紙調査とした．

③ 内容は，主に「保健所で実施している母子保健活動（12事業）について，今後どのような方向で取り組んだらよいか」と「今後の保健所の役割」について，対象者個人の考えを求めた．

III　結果および考察

保健所の回答者（35名）と市町村の回答者（103名）の回答を比較した．

調査の結果，現在，保健所で実施している母子保健活動の今後の取り組みについて，保健所と市町村の回答者の回答の合致度からおよそ3つに分類できた．また，分類を元に，今後の母子保健活動における保健所の役割を考察した．

1　分類I

保健所における今後の取り組みについて，「保健所と市町村の考えがほぼ同じ」であった活動を分類Iとした．分類Iには「市町村の母子保健事業への技術支援」，「未熟児や心身障害児の支援システム作り」等の活動が該当し，これらは「広域性」を特徴とする活動であった．これらの活動は保健所の役割として積極的に推進していくことが必要と考えられる．

2　分類II

保健所における今後の取り組みについて，「保健所と市町村の考えがほぼ同じであるが，保健所がやや消極的」であった活動を分類IIとした．分類IIには「発達訓練」，「未熟児や心身障害児の個別的保健指導」等の活動が該当し，これらは「専門的かつ技術的業務の推進」にあたる活動であった．これらの活動に保健所がやや消極的である要因を明らかにすることが必要と考えられる．

3　分類III

保健所における今後の取り組みについて，「保健所と市町村の考えが明らかに異なる」活動を分類IIIとした．分類IIIには「市町村の母子保健事業への人的支援」，「小児期からの生活習慣改善対策」等の活動が該当した．これらの活動は，今後，市町村との情報・意見交換を密にし，役割分担をしていくことが必要と考えられる．

指導教官：曽根智史（公衆衛生行政学部）

〈教育報告〉

定年退職者に対する行政支援のあり方に関する研究

加　藤　恵　子（看護コース）

A study on the official support to retired citizen in the community

Keiko KATOH

I　はじめに

企業で働く労働者にとって定年は生活が企業中心から家庭生活中心に大きく変化する人生の一つの節目であり，退職時は10年から20数年にわたる，いわゆる第二の人生の生活設計をしなければならない時期でもある．さらに，健康保持のための対策が労働衛生行政から公衆衛生行政の手に委ねられる時期でもある．

本研究は大企業の定年退職者と退職２年前の労働者を対象として，健康観や生きがい等に関する調査を行うことにより，退職前後の意識の相違を明らかにするとともに，退職者に対して公衆衛生行政としてどの援助がどのような時期に提供できるのかを検討することを目的とする．

II　調査対象及び方法

1．調査対象

愛知県知多保健所管内Ａ・Ｂ事業所の定年退職者のうち平成10年４月現在69歳以下であり，なおかつ管内４市に住む451名と，Ａ・Ｂ事業所に現在働いている58歳の従業員99名を対象とした．

2．調査方法および調査内容

郵送法による無記名の質問紙調査を実施した．調査期間は平成10年11月26日～12月14日であった．

調査内容は，年齢・住所・家族構成・扶養家族の有無・仕事の内容・居住期間・自覚的健康状態・Breslowの７つの健康習慣・住民健診の受診の有無・退職後の再就職準備・趣味の有無・家庭での役割・地域での役割・情報の収集方法・退職前の考えと退職後の生活の相違・退職後の生活への不安・参加したい行政事業・行政への要望であり，退職前者と退職者の比較検討をおこなった．

III　結果および考察

1．回収率

回収率は退職前者（58歳）が99名中75名75.8％であり，その全てを有効回答とした．退職者（60歳～69歳）は451名中345名の回収があったが，女性13名及び不適切な回答２名を除き330名（73.2％）を有効回答とした．退職前者，退職者とも全員男性である．

2．調査結果

①再就職をしている人は約40％弱であり，再就職をやめた人と全く再就職をしていない人を合わせると60％の人が日中家庭を中心とした生活を送っている．② Breslowの健康習慣の得点は退職前者の方が低かった．③何らかの病気を持っていても自覚的健康観が良好の人が多い．④趣味，家事労働については退職後から実施しようと考えていても，実際に退職してから始める人は少ない．⑤運動については退職後からでも始められる．⑥退職後の生活の変化への捉え方は経済面・健康面・生きがい・家族関係，それぞれついてポジティブな意見とネガティブな意見が混在しており，画一的でなかった．⑦地域での行政事業について，両者とも全体としては参加意欲は低いが，健康事業に関する関心は高い．⑧地域での活動参加について，退職前者は「健康・スポーツの集まり」，「ボランティア」への参加意欲が高かったが，退職者では低かった．⑨退職前者の退職への不安と退職者の悩みとを比較すると退職前者の不安の方が大きい．また双方とも人間関係に関する悩みは少ない．

3．考　察

以上のことから行政として，企業に勤めている時からの働きかけの必要なことを認識し，定期的に行政の情報を企業に伝え，退職後の生活への架け橋を築くことが大切であると示唆された．

また，退職者が希望する地域の活動に参加しやすいように条件を整えたり，散歩などが継続してできる場の確保等の環境整備に努める必要がある．また退職者を画一的でない多様性に富む集団として捉えることが大切である．

指導教官：曽根智史（公衆衛生行政学部）

〈教育報告〉

精神保健福祉分野における保健所の役割について考える —保健所管内の市町職員及び県職員への調査を通して—

寺　添　千恵子　(看護コース)

The role of public health center in the area of mental health and welfare services —From a survey for local public officers—

Chieko TERAZOE

I　目　　的

平成5年に障害者基本法が，平成7年には精神保健福祉法が成立し，地域精神保健福祉施策をとりまく状況も，地域精神保健福祉活動において市町村の役割が示されるなど，著しく変化しているが，市町村と保健所との具体的な役割分担までは示されていない．そこで，市町職員と県職員を対象に調査を実施し,「地域の精神保健福祉に関する社会資源や制度のとらえ方」「それぞれの立場での機能や役割のとらえ方」を明らかにすることで，地域の実情に応じた精神保健福祉施策を推進するための保健所の役割および課題を検討することとした．

II　調査対象および方法

四日市保健所管内5市町の保健福祉担当職員の56名と，精神保健福祉担当の県職員（県健康福祉部企画障害グループ・こころの健康センター・四日市保健福祉部［保健所・福祉事務所］）の28名を対象とし，郵送方式による自己記入式アンケートを実施した．

III　結果および考察

1．地域精神保健福祉施策のとらえ方

今回の調査により精神障害者が暮らしやすいまちづくりに必要な社会資源や制度に関して，市町職員も県職員も目指している方向は同じであることを確認することができた．しかし，市町職員は，県職員に比して，保健所や精神保健福祉センターなどの行政機関が必要で，なおかつ整備の優先度も高いと考え，また，保健所の役割を重視し，市町自身への支援を求めている．これら両群の相違は，精神保健福祉業務の経験が，市町職員において「経験あり」が35.6%と少なく，県職員では「経験あり」が75.0%と半数以上を占め，有意差が認められた ($p<0.01$) ように，精神保健福祉業務に従事した経験の差ではないかと考えられる．

2．精神保健福祉分野における機能分担・業務分担について

精神保健福祉分野における機能分担について，市町職員の約85%は保健所が主体となるべきと考えていたが，県職員の約90%は市町が主体となるべきと考えており，市町職員と県職員の考え方には有意差が認められた ($p<0.01$)．これは，これまで市町と県の機関とのコミュニケーションが充分ではなかったためと考えられる．

業務分担では，市町の役割について，市町職員と県職員で『主役割』のとらえ方に相違のみられた業務である相談事業」「訪問指導」などにおいては，市町職員も市町の『役割あり』は50%程度を占めており，県職員と全く別の認識を持っているのではないことが明らかになった．これらのことを考慮すると，相違のみられた事業であっても住民に身近な一次的対人サービスにおいては，将来的に市町が『主役割』を担うことが望ましいと考える．また，精神保健福祉センターについては，専門的な立場から県全域を把握した上で教育研修，調査研究などにおいて役割を果たすことが望まれる．保健所の役割については，地域における精神保健福祉業務の中心的行政機関として，専門的・二次的サービスの提供を実施していく必要があると考える．

3．今後の保健所の課題

今後，保健所は，現在の事業を評価し見直すことで，できること・できないことを明確にし，その上で，地方自治体のパートナーとして市町職員との共通認識を持つことが必要である．また，市町が身近な対人サービスに対応できるように，市町の事業に精神保健関連の問題が生じた場合に，具体的な働きかけを行ったり，町単独では困難な市町村障害者計画の策定への支援を行う必要がある．加えて，関係機関との連携システムの構築や，専任の専門職員の複数設置，緊急時の連携が可能な嘱託精神科医の確保を検討する必要もあると考える．

指導教官：野田順子（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

精神障害者の自立のための支援に関する研究

松 下 清 美（看護コース）

A study on supporting activities for self-reliance of the mentally handicapped

Kiyomi MATSUSHITA

I 目 的

以下の3点を明らかにし，保健婦が行う精神障害者の自立支援のあり方を検討する．

① 支援にあたっている保健所保健婦が精神障害者の自立をどう捉えているか

② 精神障害者の「自己決定」に向けてどのような援助を行っているか

③ 継続した支援のために，自己決定への支援を記録しているか

II 方 法

1．兵庫県立保健所で勤務する保健婦を対象に，自己記入式質問紙を用い，各保健婦の精神障害者の自己決定の支援内容の現状と，担当するケースの，保健婦が到達できると判断する自立の状況について，調査を実施し，実態を把握した．

2．1の結果を用い，保健婦が行う精神障害者の自立への支援を検討した．

III 結果及び考察

1 保健婦は精神障害者の自立をどう捉えているか

生活の場では450事例の51％が「家族と同居」，36％が「単身」であった．社会参加の場では，「一般就労」や「福祉的就労」，「家庭内の役割」を到達できる姿と捉えた保健婦が多く，これらは性役割や家族周期を反映していた．また，担当する保健婦の経験年数により異なり，経験年数が多いほど，自立の姿を一般就労のみでなく，福祉的就労や家庭内や地域での活動等幅広く捉えていた．

2 精神障害者の「自己決定」へ向けてどのような支援を行っているか

保健婦の多くは本人の意思や希望を確認し，これを優先するようにしていた．しかし，個々のケースでは，ケースの自立の目標を把握し，到達できる自立の姿を共有できている割合は低く，特に経験年数が5年未満の保健婦では低かった．

また，本人の意思や希望を優先する対応が本人との目標の共有につながっており，この態度は保健婦経験年数15年以上で獲得している者が多かった．

3 自己決定への支援を記録しているか

保健婦経験が短いほど記録は実施できており，アセスメントや援助計画の記録の工夫についても同様であった．

精神障害者の支援は長期にわたっており，今後ケアマネジメントに取り組む必要があることからも，本人の意思や希望の記録は重要であると考える．

4 自立に向けて解決すべき問題

本人側の要件が最も多く，本人の性や年齢，発病後の年数により異なっていた．

また，支援する保健婦の経験年数により異なり，5年未満で本人の要件が多くあげられ，経験が増すごとに地域あるいは支援者側の要件が増加していた．ベテランほど複数のケースに共通する地域の問題，支援ネットワークの問題を明確に把握していると考えられる．

5 保健婦の精神障害者の自立支援についての支援体制

精神障害者の自立支援は，保健婦の経験年数や，本人の意思や希望を優先する態度により格差が生じていた．今後，保健婦の基礎教育及び現任教育の検討を通して，自立支援のための資質向上を図ることが必要である．

指導教官：植田悠紀子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

要介護老人の在宅介護の継続を可能にする家族の機能と促進要因

角 田 智 玲 (看護コース)

The function of family and positive factors for continuation of domiciliary care for the bedridden elderly

Chiaki TSUNODA

目 的

わが国でも平成12年度より公的介護保険が実施されることになったが，在宅介護の推進は重要課題であり，依然として家族の果たすべき役割は大きいと思われる．そこで，要介護老人の在宅介護を可能にする家族の機能と促進要因について探り，高齢社会における今後の家族援助のあり方について検討する．

方 法

鳥取県八頭郡内で在宅介護を継続している42人の在宅介護継続者（在宅継続群）に対し訪問調査を実施した．背景要因については，平成9年度に老人ホーム入所申請をした者のうち在宅介護の経験があった40人（入所申請群）を対照群として入所判定審査票より調査し比較した．

関連要因及び家族の人間関係については，在宅介護継続者の介護者より聞き取り及び自記式調査を実施した．

結果及び考察

在宅継続群42人と入所申請群40人の背景要因の比較から以下のことが明らかになった．

「在宅継続群は家族数が１人以上多く，家族形態として三世代同居が多い.」「在宅継続群は在宅サービスの利用数が多い.」ことから，家族の人数・家族形態が在宅介護の継続に影響していることが明らかになった．よって，家族の機能に合わせた適切な在宅サービスのコーディネートが必要だと思われる．

「在宅継続群はADLでは食事と衣類の着脱に全介助が多いなどより重度だが，痴呆を合併していないことが多い.」ことから，在宅介護継続の上では，ADLより痴呆の影響の方が多いことが明らかになり，在宅で痴呆老人を支えるための体制整備が必要だと思われる．

「老人が男性の場合，在宅継続群では主たる介護者は妻が多いが，入所申請群では兄弟などその他が多い．一方，老人が女性の場合，両群とも嫁が多い.」ことから，単に男女の平均寿命の違いといった生物学的な違いだけでなく，男女の介護に対する認識の違いといった社会的な要因が影響していると考えられる．よって，介護者の意識向上（特に男性）のための啓発活動が必要だと思われる．

また，在宅継続群の介護者42人に対し，関連要因，家族の人間関係，今後の在宅介護の継続の見通し等について調査したところ以下の促進要因が明らかになった．

「介護者の大分部は在宅サービスの利用開始時，抵抗感を感じていない.」ことから，早期に在宅サービスに関する情報提供を行うとともに，在宅サービスに限らず介護サービスを当然の権利として利用できるための，地域に対する啓発活動が必要だと思われる．

「介護者の大部分は家族内に援助者がある.」「介護者の過半数は現在の在宅サービスに満足している.」「介護者は家族の人間関係を肯定的にとらえている傾向がある.」「介護者の大部分は今後も在宅介護を継続する自信があり，介護の継続を希望している.」ことから，適切な在宅サービスの利用や家族の人間関係を肯定的にとらえられることが，在宅介護継続の自信へとつながっていくと予想される．

要介護老人の在宅介護の継続を可能にするには，家族数・家族形態などの背景要因の他に，在宅サービスの受容と適切な利用，及び肯定的な家族の人間関係などの促進要因が予想された．現在，家族の機能として情緒的な機能のみが残るといわれているなかで，それぞれの家族の機能を見極めた援助が重要である．すべての家族に在宅介護を推進するのみでなく，在宅サービスに限らず家族が適切なサービスを選択でき，家族のセルフケア機能を高めることが重要な家族援助だと考える．

指導教官：青山 旬（疫学部）

〈教育報告〉

統計を用いた保健所での健康問題の分析

槇　原　亜　子　（看護コース）

Detection of regional health problems through health statistics in a health center

Ako MAKIHARA

I．目　　的

保健所にある統計資料を用いて，保健所管内の地域に何らかの問題点はないかを明らかにすることを目的に，最も基本的な統計の一つである死亡統計に焦点を当て，管内市町村の死因別死亡について検討を行った．

II．方　　法

1．対象地域

岡山県津山保健所管内の12市町村，さらに管内全域，郡単位にもまとめ，対象とした．

2．対象期間

1983年から1996年の14年間とした．対象地域の人口，死亡数が小さく，死亡率の年次変動が大きいことを考慮して1983～87年の5年間，1988～92年の5年間，1993～96年の4年間，さらに非常に人口の小さい町村があることを考慮して1988～96年の9年間を一括して取り扱った．

3．対象死因

国際疾病分類（ICD）の簡単分類から，比較的死亡数の多い死因を選び対象とした．

なお，対象期間中にICDが変更された為，1993～96年間については，出来る範囲で第10回分類を再編して，第9回分類に近い分類を用いた．

4．対象死亡指標及び算出方法

(1)　標準化死亡比（SMR），粗死亡率

人年法の概念を用い，対象人口の5年間，4年間，及び9年間の各死因のSMR，粗死亡率を算出した．SMRの基準死亡率には各対象期間の中央年の全国の値を用いた．SMRの年次推移の検討には，基準死亡率に1985年の全国値を用いた．

各SMRの算出に際しては，95%信頼区間の算出と，Breslow&Dayによる方法を用いて有意差検定を行った．

(2)　特定年齢階層の標準化死亡比

年齢階層別の特徴をより明らかにするためSMRが高い値を示した死因を対象として40～64歳，65歳以上等の年齢層について，SMRと同様の手法を用いた死亡指標を算出した．

III．結果及び考察

数多くの市町村で高いSMRを示したのは，男女ともに心不全，脳血管疾患及び脳梗塞，老衰，不慮の事故及び交通事故であった．心不全と老衰の真の原因としては，既存文献から脳梗塞，心筋梗塞等が疑われ，脳血管疾患と合わせて，管内では循環器疾患のSMRが高いと推測された．また，一部の市町村では肝臓に関連する死因のSMRが高い可能性が示された．年次推移の動向では，SMRが上昇している死因は少なかったが，肝臓に関連する死因，女性の交通事故に増加傾向が認められた．特定年齢階層の標準化死亡比を見ると，心不全，脳梗塞は一部の年次の中年期に死亡比が高かったが，ほとんどは65歳以上の高年期の死亡比が高い値を示していた．

管内では，循環器疾患対策，肝疾患に関する調査検討，交通事故に対する対策が課題であることが示唆された．今回の分析結果からだけでは推測された事項を確定するまでには至らず，今後検証していくことが必要であると考える．

指導教官：西田茂樹（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

生活環境問題に関する保健婦と環境衛生担当者の活動の実態と課題

増　岡　雅　子　(看護コース)

The state and view of public health nurse and environment health officer of the environment health

Masako MASUOKA

I　はじめに

身近な生活環境が与える様々な不安がメディア等により高まっている中，保健婦も住民から質問や相談を受けている．しかし，保健婦活動は業務別に専門分化してきており，地域の生活環境を捉えた活動は希薄になりやすい状況にある．地域の健康管理を行う中で生活環境は欠かせない視点であり，人々の生活のあり方に着目するという本来の保健婦活動の特徴からも，もう一度生活環境問題に関する活動を見直す必要性があると考えた．身近な環境衛生担当者との関わりや，保健所と市町村の関わりを通して，実態を明らかにし，課題を検討した．

II　目　　的

保健所と市町村における，環境衛生担当者と保健婦の生活環境問題に関する活動の実態と連携状況を明らかにし，住民の視点に立った生活環境問題に関する保健婦活動のあり方及び今後の課題について明らかにする．

III　方　　法

1．文献検討(生活環境，保健と環境衛生の動向)
2．半構成式質問用紙を用いた面接調査
　1）調査対象者
H 県の保健所の環境衛生担当者（3ヶ所計5名），保健所保健婦（3ヶ所計3名），市町村の環境衛生担当者（3ヶ所計3名），市町村保健婦（3ヶ所計3名），保健環境センターの調査指導課（1名）．
　2）調査内容
①生活環境問題に関する活動の実態
②今後の活動計画や将来展望
③市町村及び保健所との連携状況，必要性
④環境衛生担当者及び保健婦との連携状況，必要性
　3）分析方法
面接調査結果を記述化し，スーパービジョンを受けながら保健所，市町村，環境衛生担当者，保健婦という視点で比較検討を行い課題を明らかにした．

IV　結果及び考察

1．住民は，健康相談や健康診断などを通して，身近な存在である保健婦に生活環境問題についての話や質問，相談を行っていることが多かった．
2．保健所保健婦は，住民から生活環境問題についての相談を受けた時，多くの場合環境衛生担当者に相談していた．しかし，環境部門と保健活動とが協働するには至っていなかった．また，生活環境問題は重要であると認識していたが，環境衛生担当者（他課）の動きがみえていない状況があり，生活環境問題に関する情報も共有されていなかった．
3．市町村保健婦は，住民からダイオキシンの健康影響や地域状況についての相談を受けていたが，地域の現状や対策には対応しきれないという現状であった．
4．環境衛生担当者が保健婦に期待していることは，保健所は生活環境の健康面からの指導や，個別相談，住民の健康調査を行うこと等であり，市町村は保健活動の中での啓発指導であった．
5．保健所は市町村の能力向上のための支援を行う必要性を考えており，市町村は保健所に専門的支援を望んでいた．
6．今後，生活環境問題が引き起こす複雑多様な健康問題に取り組むことが予測され，保健婦は QOL の視点からも，生活環境問題に注意深く関わることが重要である．

V　結　　論

保健婦は，住民の視点に立ち，生活環境をダイナミックに捉え，環境に視点を置いた活動を展開していくという公衆衛生の原点を，もう一度見直す必要性のあることが示唆された．

指導教官：石井享子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

精神障害者へのホームヘルプサービス推進に向けての保健所の役割
—ホームヘルパーへの調査を通して—

青 陰 純 子 （看護コース）

The role of a public health center as a promoter of home help services for the mentally handicapped
—From a survey for home helpers—

Junko AOKAGE

目　　的

近年，精神保健福祉施策の充実が進められているが，精神障害者のための在宅福祉サービスは，他の障害者に比べ全般的に遅れている．特に，自立生活を支援するホームヘルプサービスは，制度的な位置づけがされていない．しかし，その必要性が認識され，法定化が検討されている．

本研究は，今後の精神障害者へのホームヘルプサービスの推進を図るために，保健所としてどのような支援ができるのかを検討することを目的として，調査を実施した．

研 究 方 法

対象は，愛媛県大洲保健所管内の市町村社会福祉協議会所属のホームヘルパー70人で，自己記入式質問調査を託送調査法にて実施した．調査内容は，精神障害の理解やホームヘルプサービスへの考え方等についてである．

結果および考察

1　全回答者の特性

調査対象者70人のうち，回答者は66人で，回答率は94.3%であった．40～50代の女性がほとんどで，ヘルパーになる以前には，精神保健福祉に関する知識はなかったにもかかわらず，精神障害者に対する否定的な意見は少なく，精神障害の理解も見られた．今後，精神障害者に関わることについては，積極的関与を示した人が多かった．

2　積極的関与者と消極的関与者の比較

両者の間では，精神障害の理解と不安の有無に違いが見られた．今後，精神障害者に対して，前向きで意欲的に関わっていけるようにするためには，精神障害の理解を深め，不安をいかに軽減させていくかがポイントとなる．

3　精神保健ボランティア講座の有効性

講座の受講者と未受講者の間には，精神障害者に対するイメージ傾向および不安の有無に違いが見られた．講座は精神障害者への理解を高めイメージをプラス傾向にし不安を軽減させることには有効な手段であり，ヘルパーに対する精神保健福祉の研修の一端を担うことが可能である．

4　精神障害者へのホームヘルプサービス推進に向けての保健所の役割

1）ヘルパーへの支援

(1)　研修会・勉強会の開催

精神障害者への理解を深めることは，積極的関与へのつながりになるので，研修を通しての働きかけが必要である．

(2)　精神障害者との交流の機会を増やす

知識の提供のみならず精神障害者と接する機会を提供していくことは，積極的関与への動機づけとして重要である．

(3)　ホームヘルプサービスに関する支援

ヘルパーが経験を重ねる中で悩みや困難なことに出会ったときに，ストレスにならずに解決できるような支援体制の充実は必要である．また，関わる上での不安が強い場合は，同伴訪問も検討すべき課題である．

2）関係機関との連携強化及び調整機能の発揮

精神障害者へのホームヘルプサービスがよりスムーズに提供されるようにするために，保健所は，関係機関との連携を強化し，その中心的役割を発揮するとともに，コーディネーターとしての調整機能を担うことが必要である．

3）ホームヘルプサービス利用者への支援

精神障害者や家族に対して，サービスの意義や有効性について説明するとともに，サービスの提供側と利用者側のニーズが一致していくように調整することが必要である．

4）地域への働きかけ

地域の偏見は，精神障害者の地域生活を疎外する要因となっているため，地域全体に精神障害者への理解が深まるようにし，精神障害者へのホームヘルプサービスが地域の中に浸透していくような働きかけが望まれる．

指導教官：野田順子（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

母子保健事業からみた市町村に対する保健所の役割

内 山 弘 子 (看護コース)

The role of public health center toward municipalities on child-maternal health

Hiroko UCHIYAMA

はじめに

平成6年に「保健所法」が「地域保健法」へと改正され，平成9年より全面施行された．

地域保健法の基本的視点は，生活者の視点の重視と地域保健における地方分権の推進である．

これらの趣旨を踏まえて，地域保健の実施主体となる県型保健所(以下，保健所という)と市町村がそれぞれの役割を分担し，且つ重層的な活動の推進において地域における健康水準を向上させていくという新しい体制作りが求められている．尚，地方自治法では，制度上，保健所と市町村はその事業で競合することのないようにしなければならないと定められている．しかし，実際にその役割分担が明確になっていない場合が多く，地域保健法施行後，保健所も市町村もそれぞれの考えで試行錯誤を繰り返しながら母子保健活動の推進に取り組んできている．

そこで今回，福岡県粕屋保健所管内において具体的な事業における，保健所が考える保健所の役割と市町村が期待する保健所の役割の差異を明らかにすることにより，市町村とともに母子保健活動を推進していくための保健所の役割について考察したのでここに報告する．

研究方法

調査対象および方法

郵送アンケート調査

粕屋保健所および粕屋保健所管内8市町へ厚生省が提言している母子保健事業における保健所機能に基づき①体制の整備②専門的業務③情報収集④調査・研究⑤広域的業務⑥市町村への援助・研修について6項目をあげ，各事業を分類した調査表を送付し，保健所の役割に対する優先度の記入を求めた．

聞き取り調査

郵送アンケート調査を補完し，上記6項目について保健所・市町がそれぞれどのような保健所の役割を考えているかを把握するために粕屋保健所および粕屋保健所管内8市町の母子保健担当者へ聞き取り調査を行った．

結　論

今回の調査の結果，粕屋保健所管内においては，保健所と市町村が母子保健事業について，大枠では同じ方向で保健所の役割を指向していることがわかった．従って，全市町村に対する包括的役割については現在の状況で良いと思われる．しかし，役割は時間の経過によって変化していくため，固定化した考えをもたず，常に市町村とのコミュニケーションを図り，保健所の役割に対するニーズについて把握していきたい．

また，個別に市町村をみると，それぞれにかなり違いがみられた．今後，保健所と違いの明らかな市町村については，具体的に市町村の背景や特性を調査し，市町村との意志の疎通を図っていく必要がある．保健所と市町村の役割分担は机上のものではなく，保健所はそれぞれの市町村の状況，地域課題や健康資源などを充分把握した上で，市町村との十分な話し合いのもとに考えていくことが重要である．現在の状況にさらに修正を加えながら，保健所と市町村の重層的な役割を明確化し，母子保健活動を推進していかなければならない．

指導教官：福島富士子（公衆衛生看護学部）

〈教育報告〉

住民参加に対する保健婦の認識についての検討

山 口 康 代 (看護コース)

A study on public health nurses' perception of community participation

Yasuyo YAMAGUCHI

I はじめに

地域の保健活動において,住民参加を意識した活動が多く見られるようになってきた.現状の保健活動では,さまざまな形の活動が住民参加として紹介されている.

保健所や市町村で働く保健婦が住民参加をもとにした保健活動についてどのような認識を持っているかを検討することを目的として調査した.

II 方 法

1.調査対象:任意に選択した市町村3施設,保健所政令市1施設,県型保健所3施設の各施設ごとに経験年数が1~3年目,4~14年目,15年以上の保健婦各1名づつ合計21名とした.

2.調査方法:対象者に対して事前にトレーニングした調査員によって半構成的面接を行った.面接時間は1人ほぼ30分~40分を目安にした.聞き取り調査期間は平成10年11月~12月とした.

面接時記録した回答内容から,回答者の意図や主旨に添って項目分けを行い分析した.

III 結果及び考察

1.住民参加に対する認識と実際に体験した活動の現状

住民参加に対する認識の回答の内容は,6つの項目に分類することができ,実際に体験した活動の現状の内容は,4つの項目に分類された.

今回の調査で住民参加に対して保健婦は多様な認識のしかたをしていることが明らかになった.

保健婦の認識の多様性は,このような住民参加についての定義が明確でない現状を反映しているものではないかと考えられた.

住民参加の活動のしかたについて住民参加に対する認識と実際の活動の回答を出席,相談,決定の3段階に分類した.この出席,相談,決定の順に参加のレベルは高くなる.住民参加に対する認識と実際の活動の一致度をみると,2つの回答の段階が一致したものは,どちらも相談と回答した12名であった.住民参加に対する認識では,決定の段階であった1名は,実際の活動では相談の段階に含まれ,もう1名は,活動はないに含まれていた.また,出席に該当するものはいなかった.

今回の調査で,保健婦は保健活動においての住民参加に対して,活動を住民と一緒にするべきであるということは認識してされていた.しかし,参加のしかたとして,地域の目的や方向性を決定する場への住民の参加ということを意識する必要がある.そのためには住民参加という概念の整理が必要であると考えられた.

2.認識の多様性を引き起こすもの

住民参加に対する認識を考えるようになったきっかけとして,保健婦学校での講義などと答えた人は少なく,実際住民に接するような事業の体験や研修会および専門書から学び取っていたと答えたものがほとんどであった.

住民参加の研修を受けたと回答したものの認識もさまざまであることから,その内容の整理ができていないことが推測された.

普段の業務のなかでの現任教育や研修の場がそのような機会になっているかは今後の検討課題であると考えた.

3.保健婦の今後の課題

住民参加において保健婦は何をしなければならないかということに対しては,観念的な回答が多くみられた.また,住民参加は時間がかかり効率が悪い,住民参加を取り入れた活動を展開していく技術がわからないとの回答もみられた.住民参加に対しての保健婦活動を展開していくためには,効率性を高めた具体的な活動が展開できる技術が必要ではないかと考えられた.

指導教官:岩永俊博(公衆衛生行政学部)

〈教育報告〉

八重山地区の思春期保健における学校と保健所の連携を考える

石　川　清　美（看護コース）

Cooperation between schools and public health center to promote adolescent health in Yaeyama Islands, Okinawa

Kiyomi ISHIKAWA

I．はじめに

地域の保健問題として重要な思春期保健の問題は学校保健の対象と重なることが多いことから，学校の思春期にある児童生徒の問題把握と対応，保健所との連携の現状を調査し，学校と保健所の連携について検討した．

II．対象及び調査方法

八重山地区の全公立小学校，中学校44校の学級担任（小学校４年生以上の担任）212人，及び養護教諭44人に対し，沖縄県教育庁八重山事務所及び沖縄県八重山保健所の協力を得て，平成10年11月24日から12月４日に無記名式アンケート調査を実施した．

III．結果及び考察

気になる児童生徒の対応と把握について，気になる児童生徒が「いる」と回答した学級担任の割合は身体面については，市内64.9%，離島群59.6%だった．気になる部分として市内，離島群共に肥満や視力，喘息等が多く，対応は市内では「保護者と話し合う」，離島群は「担任，養護教諭間で話し合う」が多かった．身体面以外については市内78.7%，離島群59.6%だった．気になる部分として市内，離島群共に「集中力に欠ける」で，対応は市内，離島群共に「児童生徒と話し合う」が多かった．対応のしかたは市内，離島群共に児童生徒の最も身近にいる学級担任が教師自身で対応できる範囲での回答が多かった．

養護教諭は気になる児童生徒が「いる」と回答したのは身体面で市内83.3%，離島群が89.5%だった．気になる部分として肥満や視力，歯科等が多く，対応は市内，離島群共に「児童生徒と話し合う」が多かった．身体面以外については市内61.1%，離島群78.9%だった．気になる部分として市内は「保健室を頻回利用」，離島群で「集中力にかける」が多く，対応として市内，離島群共に「担任，養護教論間で話し合う」が特に多かった．身体面以外の問題は養護教論一人では対応困難なものが多いという事が考えられる．学級という単位の中で時間的，距離的に最も近くで児童生徒を観察できる学級担任と健康について専門家の眼をもつ養護教論との協力が大切な事が示唆されている．

児童生徒から相談を受けた経験は学級担任が市内で35.5%，離島群で36.8%だった．保護者からの相談は市内で43.6%，離島群で31.6%だった．養護教論では市内で58.8%，離島群で78.9%が児童生徒から相談を受けており保護者からは離島群で57.9%と多く相談を受けていた．児童生徒・保護者とも教室とは別の空間で心や体の悩みに対応できる専門職である養護教諭には相談をしやすいものと思われる．

保健所との連携について学級担任は市内，離島群共に連携をとったことがあるのは約8%にとどまった．しかし，市内，離島群共に70%以上が連携は必要と思うと回答していた．養護教諭は市内5.6%，離島群は57.9%で連携がとられていた．保健所との連携は市内，離島群共に90%以上が連携は必要と思うと回答していた．

思春期保健の課題への対応として必要な事に市内の学級担任の中で「専門家の意見」があげられており，保健所のコーディネーターとしての役割が期待される．

保健所業務では思春期保健に関する業務が学級担任の中であまり知られていなかった．保健所の業務や役割が見えない事が考えられ，広報の検討等が必要である．また，学校保健委員会のような連携し，双方が理解する場も必要と思われる．

IV．結　　論

今後，学校と保健所が連携していくために学校側には学校内での関係職種の協力体制，養護教諭の専門性の重視，学校と地域の連携の場である学校保健委員会の活性化が期待され，保健所側には業務内容の広報の検討，情報の提供・発信，コーディネーターとしての役割，連携の場づくりが求められる．

指導教官：土井由利子（疫学部）
　　　　　野田　順子（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

事業案作成過程における保健婦と事務職の判断の一致度の研究
～横浜市における個性ある区づくり推進事業への事業案作成過程を通して～

岩 井 裕 子 （看護コース）

A study of the differing assessmennts by clerical workers and public health nurses on public health nurses' planninng capabilities

Yuko Iwai

I はじめに

地域保健法により地域の特性を生かした保健事業が推進され，保健婦の施策に反映する役割や期待は高まっている．しかし，保健婦には他職種から基本的行政事務能力の不足などの指摘もあり，その強化の必要性がいわれている．そこで，横浜市各区の「個性ある区づくり推進事業」の事業案作成過程における保健婦の施策化への取り組みの状況を客観的に把握するために，保健婦と事務職との判断の一致度について明らかにした．

II 調査の対象・方法

横浜市各区保健課指導係長（保健婦）および同総務課経理担当係長（事務職）各18名に，自記式質問紙調査を郵送にて実施した．指導係長は係内の保健婦全体の取り組みを見て総体的に判断し，経理担当係長は予算要求書とヒヤリングを通して判断する方法を採った．

III 分析方法

事業案作成過程について，指導係長と経理担当係長の集計には平均値を用いた．また，判断の一致度については，同一区内で指導係長と経理担当係長との回答があった区を抽出し，相関係数 r と回帰分析による回帰直線を判断の一致度の指標とした．

IV 調査結果及び考察

1．回収状況

横浜市18区中，指導係長，経理担当係長双方から回答があったのは13区，片方のみは4区，双方ともに回答がなかったのが1区であった．

2．集計結果

(1) 事業案作成過程18項目について

a）**達成状況**では指導係長と経理担当係長ともに上位5項目は共通で，事業の計画性，区づくり事業としての位置づけ，予算要求書の書き方に関連する項目であった．

b）**強化する必要性**の上位5項目のうち，指導係長，経理担当係長ともに共通していたのは予算について，ニーズのデータ化，わかりやすい資料の作成に関連する項目であった．指導係長のみの上位項目は基本的行政事務について，優先順位，評価指標で，経理担当係長のみの上位項目は事業の計画性，わかりやすい資料の作成に関連する項目であった．

3．達成状況と強化する必要性についての判断の一致度

(1) 事業案作成過程18項目について

a）**達成状況**で，指導係長も経理担当係長もかなり近い判断基準を持っていると考える項目は「事業に対する外的阻害要件の予測」であり，その他の項目は指導係長の方が経理担当係長より「できている」という判断基準を持っていることがわかった．

b）**強化する必要性**では，指導係長も経理担当係長も同じ判断基準を持っていると考えられる項目は「事業の波及効果の予測」であり，その他の項目は指導係長の方が経理担当係長より「強化する必要がある」という判断基準を持っていることがわかった．

4．考　　察

対照群の「事務職」の設定にあたっては，保健婦の施策化への取り組みの状況をより客観的に把握するために平成11年度の区づくり事業案作成過程を題材にし，その事業案採択の立場である経理担当係長を選んだ．そのため，判断する尺度が指導係長よりも厳しいのではないかと考える．

V まとめ

地域のニーズを施策に反映させることは行政に働く保健婦のアイデンテティである．そのためには，根拠に基づいた課題設定，事業の必要性をデータによって表し，それを十分に伝えるようなプレゼンテーションの技術を身につける必要があることがわかった．

指導教官：丸山美知子（公衆衛生看護学部）
　　　　　藤崎　清道（公衆衛生行政学部）

〈教育報告〉

痴呆性老人の在宅介護継続とその関連要因

小　石　真　子（看護コース）

A follow-up study on continuation of domiciliary care for the dementia elderly

Masako KOISHI

I　目　　的

痴呆性老人の在宅介護継続の実態とその関連要因について検討することにより，今後，痴呆性老人の在宅ケアの向上に資することを目的に調査を行った．

II　方　　法

1．調査対象：平成9年4月に開設された洛和会ヘルスケアシステムの老人性痴呆疾患デイケアを平成10年4月末までに利用したすべての痴呆性老人であった．調査数は177人（O病院81人，Y医院84人，M病院12人）であった．

2．調査方法：デイケア利用者の個人情報の記載されているファイルに基づき，デイケア登録時の特性と登録時点から平成10年7月末（追跡終了時点）までの通所の経過を追跡した（追跡期間；最短：3ヶ月，最長：1年2ヶ月）．また，経過と関連を検討する項目として「性別」，「年齢」，「家族構成」，「主介護者の有無」，「主介護者の性別・続柄・同居」，「疾患名」，「日常生活動作の移動・食事・排泄・入浴・着替・意志疎通」，「日常生活動作判定（寝たきり度）」，「痴呆の状態」，「週間デイケア利用回数」，「デイサービスの利用」，「訪問看護の利用」，「ホームヘルパーの利用」，「その他のサービスの利用」，「デイケアの休止」，「デイケアの施設」である．

3．分析方法：生命表法（Cutler-Ederer 法）を用いて，施設ケア累積発生率，デイケア非通所累積発生率を算出した．デイケア通所後3ヶ月間及び6ヶ月間のデイケア通所・デイケア中止・施設ケアについて，各要因との関連をχ^2検定を用いて検討した．また，デイケア通所に対するデイケア非通所，施設ケアについて，各要因の相対危険（オッズ比）を算出した．さらに，多重ロジスティックモデルを用いて変数増減法による多変量解析を行った．

III　結果及び考察

累積施設ケア率は，3ヶ月後8.4%，6ヶ月後22.7%，1年後29.1%であり，累積非デイケア通所率は，3ヶ月後21.6%，6ヶ月後40.5%，1年後50.8%であった．

通所後3ヶ月間については，「日常生活動作　食事」で，介助不要に比べて全介助はデイケア非通所リスク（相対危険）が10.6倍であり，施設ケアリスクが2.4倍であった．「日常生活動作　排泄」で，介助不要に比べて全介助はデイケア非通所リスクが3.4倍であり，施設ケアリスクが1.9倍であった．通所後6ヶ月間については，「デイサービス利用」有り，及び「デイケア休止」有りは，「なし」に比べてデイケア非通所リスク，施設ケアリスクは低かった．多重ロジスティックモデルを用いて多変量解析による関連要因はデイケア通所後3ヶ月間は，「日常生活動作　排泄」，「デイサービス利用」，デイケア通所後6ヶ月間は，「デイサービス利用」，「デイケア休止」が選択された．観察期間による関連要因の違いをまとめると，通所初期のデイケアはADLの維持や介護負担の軽減を主に支援するが，さらに継続してデイケアを通所するには，社会資源をコーディネートして支援することが必要と考えられる．

「デイケアの施設」がデイケア通所後6ヶ月間のデイケア中止に関連していたが，多変量解析では偶然変動内の違いとなった．これは，O病院利用者と比べY医院利用者のADL，家族の介護力，社会資源サービスの利用状況が異なっており，これらが交絡因子としてデイケア中止に影響していると考えられる．要介護者に対して総合的なアセスメントをもとに，継続的な支援が必要と考えられる．

「デイケア休止」有りが，デイケア通所と関連しており，休止理由と比較すると，「病院入院」，「短期入所」がデイケア通所者に多かった．今回の調査では「短期入院」，「短期入所」等のケアサービスがデイケアを継続しやすくしていたので，痴呆性老人には医療管理と共に医療・保健・福祉の統合した支援が必要であると考えられる．

今後は介護の社会化促進のため，統合的なケアシステムの整備及び介護サービスの充実が必要と思われる．

指導教官：藤田利治（疫学部）

〈教育報告〉

地域高齢者の精神的健康
ーソーシャルサポートと社会活動参加との関連からー

小　川　千寿子　(看護コース)

The mental halth of the elderly in community
－with focus on social support and action－

Chizuko OGAWA

I．は じ め に

急速に進行する高齢社会において，高齢化＝老人問題，高齢者＝扶養や介護の被対象者という医療的視点から寝たきり老人対策，痴呆性老人対策など要介護者中心の医療・福祉施策がたてられている．しかし，「国民生活基礎調査」によると，高齢者自身の約８割は，‘健康’を自覚し地域で支障なく生活している人々であり，今後もこの健康な高齢者層が地域において最大の比率をしめることになる．今回は，高齢者の精神的健康と諸要因（特に高齢者の基本属性，社会活動参加，ソーシャルサポートの有無について）との関連を検討し，地域高齢者の精神的健康を高める地域社会について考察する．

II．方　　法

調査対象は，北区王子保健センターの健康づくり推進事業の一環として開催された健康教室に参加した60歳以上の高齢者152名．

精神的健康の評価には，SDS(自己評価式抑うつ尺度)を用い，SDS 得点より「健康」「軽度抑うつ」「中等度抑うつ」「重度抑うつ」に分類した．

III．結果および考察

SDS 得点による精神的健康の分類では，「健康」が多く，「重度抑うつ」に該当する高齢者はいなかった．基本属性と精神的健康との関連では，「年齢」「家族構成」「仕事の有無」「健康状態の自覚」との関連は見られなかったが，「配偶者の有無」「経済状態」「一年以内の入院」とはやや関連が見られ，有意傾向であった．配偶者のいる人・経済状態に余裕のある人・一年以内の入院がない人は，そうでない人に比べ「健康」が多かった．男性ではこの傾向が顕著に見られた．ソーシャルサポートと精神的健康との関連では，「元気づけてくれる人」「病気の時世話をしてくれる人」「経済援助をしてくれる人」「留守に用事を頼める人」がいる人は，約75％が「健康」であり，サポートのない人の50％に比べ多く，有意な関連が見られた．男性では，この傾向が顕著であった．ソーシャルサポートについては，サポートのある事が，精神的健康の保持と強い関連があると考える．サポートを期待できる人として，男性は配偶者にかたより，女性は友人や近隣の人など多様で柔軟なネットワークをもっている事が特徴的であった．男性は退職まで会社中心の生活で，地域社会との関わりが希薄になりがちであるため，若いうちからの近隣関係における人間関係づくりをし，積極的にネットワークを広げていく必要があるだろう．社会活動参加との関連では，「社会福祉・ボランティア」活動に参加している人は「健康」が多く，有意な関連がみられた．「町内会」「青少年健全育成」参加については，有意傾向が見られたが，「老人会」「女性団体の活動」「趣味の会」「スポーツクラブ」への参加と精神的健康との関連は見られなかった．社会活動のなかでも，ボランティア活動のみ有意に関連がみられたことが特徴的である．ボランティア活動は，他者への援助という目的志向の活動であることから，他の活動より社会評価が高く得られ，成員の欲求も充足され生きがいをを高めるものと考える．ソーシャルサポートと社会参加の結果から，ソーシャルサポートの充実やボランティア参加は，健康高齢者の精神的健康の向上に役立つ可能性が示唆された．高齢者は，家族や職場での「役割縮小」が進み，生活基盤としての地域は，今まで以上に意義が強まってくる．これまで，高齢者のサポートは家族の機能ととらえられていたが，今後高齢者のみの世帯が増加してくると近隣や地域でのサポート機能は重要になってくると考える．地域において最大の比率をしめる健康な高齢者自身の力を社会的役割につなげいかせるシステムづくりも必要であると考える．地域社会における流動的役割の中に高齢者をどれくらい巻き込んでいくかが今後の地域づくりの課題である．

指導教官：藤田利治（疫学部）

〈教育報告〉

大学学生相談室（カウンセリング・センター）における性に対する関心と活動の現状について

新　郷　　歩（看護コース）

The Interest in Sexuality and related Activities in College Student Counseling Center

Ayumi SHINGO

I　はじめに

1994年に「大学保健センターの性に対する関心と活動状況」の調査より性に関する相談が低率であったが，大学内には性の相談機関として学生相談室があることが明らかになっている．今回，性に対する大学全体の体制を把握し検討するため，大学学生相談室における性に対する関心と活動状況の調査を行った．

II　調査方法

調査対象校は，1994年の日本学生相談学会と学生相談研究会議の名簿から，無作為抽出した300校とし，1998年10月中旬に調査票を発送し回収は同年10，11月中に行なわれた．

回収率73.6%，有効回収率71.6%であった．

なお，統計的検討はχ^2検定で行った．

III　結　　果

1．学生相談室の概要

国公立大学40校，私立大学123校，短期大学51校で，共学147校，女子校52校であった．

独立している相談室は137校，保健センター内に併設している学生相談室は48校であった．スタッフとしてカウンセラー，教育職が多く，非常勤にはカウンセラーが多かった．

2．性について

前年度の個別相談利用件数は相談室当たり平均140件，面会件数は平均498件であった．性の個別相談件数は少なく，大学種別にみると，私立大学より国公立・短期大学で，また共学校より女子校で，性の相談の比率が高くなっていた（$P<0.01$）．

主な相談内容は性暴力が最も多く，次いで同性愛，性同一性障害と続いた．

性教育の実施率は国公立大学，保健センター内に併設した学生相談室で高かった（$P<0.01$）．また，全体にエイズ教育に比べて低かった（$P<0.01$）．

3．エイズについて

前年度の学生のエイズに関する個別相談は，きわめて低いものであった．また，国公立・私立大学より短期大学で，共学校より女子校で，エイズ相談の比率が高くなっていた（$P<0.01$）．

エイズの活動は保健センター内に併設している相談室が高率であった（$P<0.01$）．

4．保健センターとの比較

件数，比率においても保健センターより少ない傾向がみられた．また，エイズ教育への関心は学生相談が低かった（$P<0.01$）．

IV　考　　察

1．大学における性問題への関わりの現状

保健センターも学生相談室も互いに性の相談窓口であることを認識しているが，性の相談はいずれも少なく，学生は性の問題を大学内の相談機関にはほとんど相談していないといえる．

2．学生相談室の性の問題に対する役割

性の問題への心理的なサポートの必要性や来談者への教育的援助が考えられる．

3．大学における性教育

高校までの性教育が実際に性行動が活発化する大学時代に効果を見せていない様子もうかがえたことから大学での性教育の必要性があると思われる．

4．大学における性問題への体制作り

学生相談室のみでの解決が難しい問題も現れており，サポートシステムを整備する必要が考えられる．

指導教官：畑　栄一（保健統計人口学部）

〈教育報告〉

周産期・乳児期に児を亡くした母親の支援についての検討

鬼塚　薫（看護コース）

Support of mothers who lost children in perinatal or infantile period

Kaoru ONITSUKA

I　はじめに

死産や出生後まもなくの子供の死による家族の悲嘆は計り知れない．イギリスやアメリカにおいてはこれらの人々を支援するための援助活動を積極的に展開している．しかし，日本では家族同士の私的な対応に期待される部分が多く積極的な支援は行われていないのが現状である．そこで，今回，**児を亡くした家族のニーズ・支援の現状について明らかにすると共に保健医療従事者の意識を把握し，現状の社会状況の中で可能な援助のあり方**について検討したのでここに報告する．

II　研究方法・対象

1　児を亡くした家族（母親）に面談～自助グループの会員で児が流産1人，死産したもの2人，新生児死亡だったもの2人と非会員で乳児期に児を亡くしたもの1人を対象．特に細かい質問項目を設けず，自由に語ってもらい，KJ 法でまとめる．

2　保健医療従事者にアンケート調査～病院助産婦21人・保健所保健婦6人・市町村保健センター保健婦37人，助産婦2人を対象．

児を亡くした家族の関わりの経験有無や必要性についての意識，その時期，方法についての考えを自記式アンケートにて調査．回収率100%

1と2より問題点，ギャップを明らかにし，望ましい支援のあり方を考える．

III　結果及び考察

児を亡くした家族のインタビュー調査より

1）悲嘆過程には個人差があり長期的に誰かに話を聴いてもらいたいと思っている．

2）退院後間もない時期に乳房についての身体的苦痛を伴っていることが多く，相談場所を必要としている．

3）病院や周りの人からの声がけが悲嘆過程に影響を与えている．

4）自助グループに癒される部分が大きく，退院時にそれに関する情報を欲しかったと思っている．

5）解剖結果を聞きくことで気持ちの整理をするきっかけになっている．

一方，保健医療者従事者のアンケート調査より

1）退院後の児を亡くした家族の支援経験したスタッフが少ない．しかし，ほとんどの人が支援の必要性を感じている．

2）支援が必要と思う時期は3ヶ月までに集中している．保健センターがその役割を担っているという意見が多い．

3）自助グループに対する保健医療従事者の期待が大きいが，保健医療従事者はそれに関する情報を充分に把握していない．

ことが確認できた．

今後考えられる望ましい支援についてまとめる．

1）保健医療従事者は悲嘆に関して熟知しを支援対象となる人の悲嘆過程を把握する．

2）直後は，身体面の乳房緊満で辛い思いをしているので退院後の処置の仕方や相談窓口を伝える．

3）病院が積極的に必要時，連絡をとってみる．保健所・保健センターに連絡する事を本人に了解を得て連携をはかる．解剖結果は，きちんと面談し，その時の家族のニーズに答える．

4）保健センターから妊婦訪問をした人が，周産期・乳児期に児をなくした家族を引き続き支援していく可能性を持っている．また，保健センターに常勤する助産婦及び地域の開業助産婦が役割を果たすことが期待される．

5）保健医療従事者の知識・資質の向上をはかる研修会が必要である．

指導教官：加藤則子（母子保健学部）

〈教育報告〉

中国江西省における生活習慣と癌・循環器疾患有病状況に関する研究

邱 冬 梅（保健コース）

A Study of cancers, cardiovascular diseases and related life-style in Jiangxi Province, China

Dongmei CHU

I 目 的

中国農村地域における心臓病，脳卒中，癌などの生活習慣病の有病率を明らかにするとともに，生活習慣状況および健康状態を明らかにすることが本研究の目的である.

II 研究方法

1995～1997年に中国江西省のサーベイランス定点である高安県の石脳郷，進賢県の梅荘郷，二塘郷，武寧県の浬渓郷，魯渓郷，羅坪郷，甫田郷を対象地区として，40歳以上人口約42,000人に面接調査を行った．回答率は，約42,000人中40,338人（約96%）であった.

III 結 果

1．食生活に関して

中国農民が週3回以上摂取した食べ物の中で，最も多いのは野菜であった．在日中国人，日本人と食品摂取頻度を比べると，中国農民ではすべての食品摂取は低かった.

2．喫煙に関して

男性の現在喫煙者率について日本と比較すると，中国の方が高かったが，逆に女性では日本の方が高かった．喫煙経験者率は男女とも中国農民より日本の方が高かった.

このことから，中国農民男性の喫煙者率は高く，男女とも禁煙する割合が少ない状況であることが明らかとなった.

平均1日21本以上の重度喫煙者率は，男女とも中国の方が日本より低い状況が明らかとなった.

3．飲酒に関して

現在飲酒者率について，男女とも中国農民の方が高かった．飲酒経験者率では，男女とも日本の方が高いことが明らかとなった.

4．循環器疾患に関して

循環器疾患について日本と比べてみると，脳卒中・高血圧については，男女とも日本よりも有病割合が中国農村部で低い結果であった.

心臓病についても日本の心筋梗塞・狭心症有病割合より低いことが明らかになった.

5．喫煙・飲酒歴及びBMIと癌・循環器疾患既往との関係について

喫煙・飲酒と循環器疾患既往との関連性については，特に，喫煙・飲酒経験者において循環器疾患既往が多い結果であった

肥満については，循環器疾患既往との関連性について，肥満者に循環器疾患既往が多く，危険因子の1つとして考えられる.

IV 結 論

健康状態には社会環境，経済条件，食習慣などが最も重要な因子であるが，特に喫煙，飲酒，食事などの生活習慣は現在の主な疾病と密接に関わり合っていることが指摘されている．今回の分析により，社会経済，生活環境などの要因は避けることができなかったが，中国農村地域の癌・循環器疾患に関する生活習慣で最も大きな問題は喫煙と飲酒であることが明らかにされた．しかし，本調査結果と日本における循環器疾患の有病状況を比較しても低い結果であり，現状では喫煙・飲酒による影響は少ないと推測されるが，中国においては社会環境の変化が極めて急速であり，また，生活習慣に対しても近年多様化の傾向が顕著であり，健康との関連がますます複雑なものとなってきている．将来的には，中国農民の健康にまで影響すると考えられ，全ての住民たちに健康教育などを通じて正しい知識を普及し，特に喫煙率と飲酒率を抑える生活習慣の改善を促すことが期待される.

指導教官：川南勝彦（疫学部）

〈教育報告〉

幼児の食事行動の積極性に影響を及ぼす要因

秋　山　みどり　(保健コース)

The factors affecting the possessiveness of eating attitudes or behaviors of preschool children

Midori AKIYAMA

I．は じ め に

飽食の時代である現在，子どもたちの食事は，偏った摂取内容の問題とともに，孤食や朝食の欠食など食べる行動の消極性が原因と思われる問題が指摘されている．

そこで，食事行動の消極的な子どものその要因を検討することを目的に，本調査では食べる意欲や好奇心などがあることを食事行動の積極性とし，消極的な子どもと積極的な子どもとの間の違いについて，食生活と関連深い生活リズム，体調，食べ物の嗜好，子どもの食事行動に対する母親の対応，母親の調理に対する関心・食べることに対する興味をみた．

II．調 査 方 法

調査対象は，保育園に通う3歳児，4歳児，5歳児を持つ母親477名で，403名から回答を得た（回答率：84.5%）．調査時期は，1998年12月中だった．

質問項目は，子どもに関することとして食事行動の積極性，生活リズム，体調，食べ物の好き嫌い，母親に関することとして，子どもの食事行動へのかかわり，調理に対する関心，食べることに対する興味，食卓の様子に関することについてである．

評定は5段階評価とし，各々の質問項目に応じた適切な表現とした．

III．結果及び考察

1　食事行動に関する評価尺度

子どもの積極性に関する全11項目に対して主成分分析を行い，1項目を削除し，10項目の得点を加算して食事行動の尺度得点（食事行動得点：5から50の範囲をとる）を求めた．得点が高いほど，食事に対してより消極的なことを表しており，平均は25.39，標準偏差は7.23で，正規性を示し，10から43まで分布していた．食事行動得点の上位26%（103名）を消極群，下位27%（108名）を積極群とし，2群間の検討を行った．

2　子ども自身の問題について

食事行動の消極的な子どもは積極的な子どもに比べ，生活リズムが不規則であり，体調が悪かった．これは，生活リズムの不規則が体調を崩し，食事行動を消極的にしていることが考えられる．また，食べ物の好き嫌いは，20項目のうち17項目において，消極群の得点がいずれも有意に低かったことから，料理の種類を問わず，嫌いなものが多いことを示している．これは自分から積極的に食べようとしないことが嗜好の幅を狭めていると考える．

3　母親の問題について

食事行動の消極的な子どもの母親は積極的な子どもの母親に比べて，食べる内容や食べ方を子どものいいなりにしていた．また，調理への関心が低く，食べることが好きではなかった．これらから，子どもの食事の大切さに対する母親の認識が低いことが，食べる内容や食べ方を子どもの自由にさせており，その為に子どもが食事のリズムを崩し，食事行動が消極的になると考える．また，母親が食べることが好きではなく，調理への関心が低いことが食卓に並ぶ料理の数や種類にも影響すると思われ，子どもの食事行動の消極性につながると思われる．

4　食卓の様子について

食卓の様子については，消極的な子どもの食卓の方が積極的な食卓に比べて，会話が少なく，子どもへの注意が多く，テレビがついていた．このことから，食事中のテレビは会話を妨げることが考えられ，食事中の子どもへの注意は，子どもにとって食事時間を苦痛なものにしていることが思われる．

IV．ま と め

子どもが積極的な食事行動をとるようにするためには，明るく楽しい雰囲気の中でおいしく，栄養のある料理を食べること，また母親が，子どもとのコミュニケーションをはかって子どもの体や心を理解した上で，食事作りをしていくことが重要であり，そのためには，子どもの食事についての知識が身に付く栄養教育が必要であると考える．

指導教官：佐藤加代子（母子保健学部）

〈教育報告〉

資源分別回収に対する市民参加とその意識構造に関する調査報告

松木祐子（保健コース）

A study on citizen's participation for separate collection of recyclable items and consciousness structure

Yuko MATSUKI

I はじめに

平成9年，容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進に関する法律が施行され，消費者，市町村，事業者がごみの排出抑制，リサイクルの推進に取り組み，資源循環型社会の構築を目指している．しかし，自治体がリサイクルを推進するには，住民が分別に協力することが重要となる．

本調査では，リサイクルに対する住民参加を促進するための対策を検討することを目的とし，以下の2点に取り組んだ．

1．住民の意識構造を明らかにして参加への影響要因を明確にする．
2．分別回収に協力していない住民の特徴を明らかにし，その意識・情報認知の状況を他の住民と比較・検討する．

参加に対する影響要因を明らかにすることで，分別回収への参加状況を改善する指針を得るとともに，重点的に働きかけるべき対象を抽出し，働きかけの方向性について検討した．

II 調査概要

東京都板橋区在住の区民を対象とし，板橋区の選挙人名簿（平成10年11月30日現在）から500人を系統無作為抽出法により抽出して郵送法で行った．調査票は平成10年12月7日に発送し，平成11年1月21日を回収期限とした．総回収数は255通，うち有効回収数は251通，有効回収率は50.2％であった．

調査内容は，広瀬が提案する「環境配慮行動の規定因モデル」に示された要因を参考にリサイクル行動の規定因モデルを作成し，「個人特性」，「分別回収への参加」，「分別回収に関する情報の認知」，「分別回収システムに関する評価」，「ごみ問題に関する一般的な意識」に関する調査項目を作成した．

III 結果及び考察

1．意識構造の解析

住民の意識構造を解析し，参加への影響要因を検討した結果，以下のことが明らかになった．

(1) 分別回収への参加は「回収日の認知」と「リサイクルに参加したい」という「行動意図」によって高められていた．
(2) 「回収日の認知」は，「行動意図」と，回収日や分別方法が掲載された「分別回収パンフレットとの接触」によって高められていた．
(3) 「行動意図」は，「ごみ問題の解決に向けて協力したい」という意識である「協力意図」，「周囲の人が分別回収に関わっている」という認知である「近隣他者行動の認知」によって高められていた．逆に，「行動意図」は，「分別することが面倒である」という「負担感」によって弱められている傾向が見られた．

2．分別回収に対する住民参加の実態

分別回収に参加していない住民の特徴を明らかにし，その意識・情報認知の状況を検討した結果，以下のことが示された．

(1) 分別回収の参加率が低かった個人特性区分は，20代，男性，未婚者，単身者，給与生活者，集合住宅，町会に未加入の区民であった．
(2) 参加率の低かった全ての個人特性において，回収日の認知率が低かった．20代，未婚者においては特に低く20％を下回っていた．
(3) 回収日の情報源となる分別パンフとの接触率が，20代，未婚者，町会未加入者では低かった．
(4) 参加率の低かった個人特性区分7区分について，「行動意図」，「協力意図」など諸要因を他の個人特性区分と比較した結果，未婚者，単身者，町会未加入の区民において「行動意図」は低い傾向が見られた．「協力意図」，「近隣他者行動の認知」では差が見られなかった．

指導教官：田中　勝（廃棄物工学部）
　　　　　大迫政浩（廃棄物工学部）
　　　　　松井康弘（廃棄物工学部）

〈教育報告〉

男子大学生の食生活に対する家庭科学習の影響について

向　井　美香子　（保健コース）

Male student's life style for food intake with relation to his participation in home economics class

Mikako MUKAI

I　はじめに

今日の食生活の変化に伴い若者の食事には栄養上の問題が多様化してきており，学校教育機関等での早期からの健康・栄養教育の必要性がますます高まってきている．また青年の食生活を調査した報告では女子より男子に食生活に対する意識が低いことが報告されている．このような状況下で，1994年から高等学校での男女共修の家庭科がスタートした．そこで今回男子大学生を対象に，家庭科学習経験がどのように食生活に反映されているかを調査した．

II　方　　法

東京近郊のT大学理工学部の男子学生を対象とし，集合法及び託送法を用いて調査を行った．調査内容は高校における家庭科受講の有無，現在の食生活，栄養に関する知識，食品摂取状況等である．なお男子大学生の食生活が家族と同居か一人暮らしか等に強い影響を受けていることが予想されたため，居住形態に留意した分析を行った．

III　結果及び考察

回収数は219人，有効回答数は215人であった．

家庭科学習者（以下学習群）を居住形態別にみると，家族と同居（以下同居）57人，一人暮らし（以下単身）48人，家庭科未学習者（以下未学習群）は同居63人，単身43人であった．

男子大学生の朝食欠食状況を家庭科学習別に見ると，「ほぼ毎日食べた」は同居では学習群，未学習群ともに約６割であった．他方，単身では学習群が約２割，未学習群は約１割であった．家に食事を作ってくれる自分以外の者がいるかどうかという点で居住形態が関係していると考えられた．また単身では「ほぼ毎日食べる」では学習群が未学習群よりも約２倍多く，居住形態以外に家庭科学習も影響している可能性が示唆された．自炊状況を見ると，単身の夕食の自炊状況に，学習群，未学習群で大きな違いは認められなかった．このことから，現在の家庭科教育が調理技能の向上には結びついていないことが示唆される．現在は家庭で調理技術を習得する機会は減少してきていると思われ，家庭科での調理実習の充実が望まれる．食事や栄養に関する知識や情報について「得たい」と答えたのは学習群では約７割，未学習群では約８割で，未学習群の方が若干，積極的であった．特に「食事のエネルギー量について」は同居，単身ともに未学習群の方が高い割合で「知りたい」と答えていた．また学習群，未学習群ともに，「普段の食事の，食品の組み合わせについて」は，「適切な食事量や食事時間」よりも意識されていた．家庭科学習による大きな差は見られなかった．食品を購入するとき重視する点についても学習群と未学習群に大きな差は認められなかった．

全体的に見ると，家庭科学習の有無に関わらず，普段の食生活では食品の組み合わせについて気を付け，かつ食品を購入するときは自分の健康によいと思われるものを重視し，食品の栄養バランスについても知識を得たいという健康に積極的な姿勢を示していることが伺えた．このことは家庭科における食生活等の教育について，潜在的な需要があることを示していると思われる．同時に，現在の教育内容が十分に対応していないことも示しているのではないかと思われる．

今回の検討を通じて家庭科における食・栄養教育には求められているものも大きく，また潜在的需要もあることが示唆された．しかし，今回の調査では養育環境やメディア等の影響については言及できておらず今後の課題としていきたい．

指導教官：西田茂樹（保健統計人口学部）
　　　　　牛山　明（生理衛生学部）

〈教育報告〉

幼児の生活リズムと食生活との関連性の検討

田　中　由　香（保健コース）

Relationship between behavioral pattern and dietary habits among pre-school children

Yuka TANAKA

I．はじめに

子どもにとって食生活は重要な役割を担っており，身体的なことだけでなく精神的な面や家庭・社会環境など色々な要因が影響している．なかでも生活リズムは食生活と関連深いといわれており，特に幼児期は養育環境の影響が大きいと思われる．そこで，子どもの生活リズムを中心に，子どもの体調・食事行動の積極性，養育環境との関連性について検討した．

II．研究方法

1998年12月に神奈川県川崎市の保育園８園の３～５歳児をもつ母親477名を対象として調査を行った（回収数403名回収率84.5%）．調査内容は，子どもに関する項目として，生活リズム・体調・食事行動の積極性・食べ物の好き嫌い・食べ物の摂取頻度，母親の食事に関する項目として，子どもの食事行動に対するかかわり・調理に対する関心・食べることへの興味，食卓の様子に関する項目，両親の日頃の様子に関する項目として，父親のサポート・母親の育児への対応・母親の生活リズム，であった．

III．結果及び考察

1．子どもの生活リズムの尺度について

子どもの生活リズムの規則性に関する全７項目に対して主成分分析を行った．第一主成分がすべて0.3以上であったことから，各項目の得点を合計したものを生活リズムの尺度得点（７～35点）とした．平均点は29.86点，標準偏差は3.52点であり，28～35点の間に度数が偏っている分布で，規則性の高い傾向にあることがわかった．

2．生活リズムと子ども自身の要因との関連

子どもの生活リズムと体調を表す７項目についてピアソンの相関係数をみた結果，子どもの生活リズムが規則的であるほど，おなかをこわしにくく，頭痛を訴えず，元気があるということがわかった．一方，食事行動の積極性を表す11項目のうち10項目に子どもの生活リズムとの相関が認められ，生活リズムが規則的であるほど子どもの食事行動が積極的であることが明らかになった．

3．子どもの生活リズムと母親の食事に対する要因との関連

子どもの食事行動への母親の対応で，子どもの自由にさせていると思われる食事行動の10項目のうち４項目に相関がみられ，子どもの生活リズムが規則的であるほど，母親はおやつを食べさせる時間や調味料のかけ方，食事中の飲み物に気を配っていることを示した．一方，母親の調理への関心を表す13項目中９項目に子どもの生活リズムとの相関が認められた．このことから，子どもの生活リズムが規則的であるほど，母親は食事づくりに対して熱心であることがわかった．

4．子どもの生活リズムと家庭の食卓の様子との相関

家庭の食卓の様子についての５項目では３項目に相関が認められ，子どもの生活リズムと関連があることがわかった．

5．父親・母親の様子に関する要因との関連

子どもの生活リズムと父親の日頃の様子を表す４項目との関連をみたところ，３項目に相関がみられ，子どもの生活リズムが規則的であるほど父親が家事や育児に協力的であることを示していた．また，母親の生活リズムを表す４項目，育児に関する５項目のどちらも子どもの生活リズムとの相関が認められた．このことから，子どもの生活リズムは母親の日頃の様子と関連があることがわかった．

IV．結　　論

今回の結果から，生活リズムは食生活を取りまく様々な要因と関連があり，規則正しい生活リズムが食生活によい影響を与えていることがわかった．このことから，子どもがよりよい食生活を送り，望ましい食習慣や生活習慣を形成するためには，生活リズムを整えることが必要であると考える．

指導教官：佐藤加代子（母子保健学部）

〈教育報告〉

男子大学生のリプロダクティブヘルスに関する意識調査

船　橋　　周（保健コース）

A study on male students' consciousness on reproductive health

Amane FUNABASHI

I　はじめに

近年，10代の望まない妊娠や人工妊娠中絶の増加と同時に，性感染症のコントロールの懸念なども指摘されており，10代を対象とした性行動や保健サービスのニーズに対する関心が高まっている．

10代の性に関する問題は，性教育，適切な性情報提供の欠如，および男女間のパートナーシップなどに深く関わっていると思われる．従って，性教育には，協調的なパートナーシップの確立，避妊に関する男女の共同責任に対する理解の向上，性に対する女性の自己決定権の認識を考慮していく視点が，不可欠であると考えられる．そして，リプロダクティブヘルス活動を実践していくには，女性の性と生殖に関わる健康に，男性の参加と協力も重要な要因と思われる．

II　目　　的

今回は，男子大学生を対象に性教育に関する実態を明らかにし，性役割観とリプロダクティブヘルスについての意識を探り，よりよい男女のパートナーシップを構築するため必要な要因を検討することを目的とした．

III　調査方法

東京都内にあるW大学の男子の学生19名および千葉県にあるT大学の男子学生87名を対象に集合調査法を用いて無記名自記式アンケート調査を実施した．

対象者合計106名から調査票を回収し，104名から有効な回答(98.1%)を得た．

IV　結果及び考察

男子大学生を対象とし，リプロダクティブヘルスに関する意識調査を行い，よりよい男女のパートナーシップの構築に必要な要因を検討した．

将来自分の望む生活では，「仕事と家事を同等に考える」が約6割と最も多く，家庭への参加の意志を示していた．「男は仕事，女は家庭を守るべきである」という性役割分業に対しての意識では半数以上が肯定的な意見を示し，意識に違いがみられた．このような意識の相違をなくし，男女が役割分担にとらわれず，男性が積極的に家庭に参加していくことがパートナーシップを築く一つの要因であると考えられる．

性交の際の避妊を実行していない，または覚えていない者ほど，避妊について交際相手と話し合わない傾向が若干見られた．これには，避妊に対して無関心，妊娠の危機感がないなど様々な理由が考えられる．性交や避妊に対しての自己決定が重要であり，性におけるパートナーとのコミュニケーションを深めることがパートナーシップを推進するものと考える．

避妊についてみると，半数以上の者に男女の共同責任という意識があることが伺えた．お互いが避妊に関して責任をもつことが，協調的なパートナーシップを確立していくうえで必要と考えられる．

以上のことより，尊重しあうパートナーシップを大切にし，特に男性の参加と協力があることによって，リプロダクティブヘルス活動が可能となるのではないかと思われる．

今回の調査では，実態把握を中心に行ったため，本調査で示された要因の更なる分析が必要と考える．

指導教官：綿引信義（保健統計人口学部）